

本資料のうち、枠囲みの内容は
他社の機密事項を含む可能性が
あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0061_改 0
提出年月日	2020年12月15日

基本設計方針に関する説明資料

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

- 先行審査プラントの記載との比較表

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- 各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年12月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
■番号：前回提出時からの変更箇所
■番号-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
東海第二発電所	東海第二発電所	<p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せにおいて、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件下において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中のにおける運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p>【7条1】</p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風（台風）、基準地震動 S_{d} に対しては積雪、基準津波については弹性設計用地震動 S_{d} と積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深の大きさは、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された月最大積雪の最大値である 43cm とし、風速の大きさは「建築基準法」を準用して基準風速 30m/s とする。</p> <p>組み合わせる積雪深は、地震及び津波と組み合わせる場合は、「建築基準法」に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</p> <p>【7条2】</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対するための組合せを組み合わせているため、係数を考慮しない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 T番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したものの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
	<p>してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置（変更）許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>【7条3】</p>	<p>なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条4】</p>	<p>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>【7条5】</p>
			<p>重大事故等対応設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p>【7条6】</p>

プラント固有条件的の差異
(女川には、考慮すべき隣接事業所がないため記載しない)

設計の差異
(女川の重大事故等対応設備の自然現象(地震及び津波を除く)及び人為事象に対する設計は、位置的分散(固縛を含む)により対応する設計としており、悪影響防止の対応は必要としない)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通項目）の基本設計方針)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>【7条7】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
■番号：前回提出時からの変更箇所
△番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機
先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
	<p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部から衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。</p> <p>また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。更に、重大事故等対設備についても、重大事故防止設備が、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽（使用済燃料プール）の冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるこがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。 【7条8】</p>	<p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通現象及び人為事象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故防止設備が「設計基準事故対処設備等と同時に必要な機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄字：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
東海第二発電所	<p>2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ</p> <p>科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること、又は可搬型重大事故等対処設備によるバッカアップが可能となるよう位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。</p> <p>【7条9】</p>	<p>記載方針の相違 (位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計に差異はない)</p>
東海第二発電所	<p>具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備については、建屋にてて自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けない設計とする。</p> <p>【7条10】</p>	<p>記載方針の相違 (位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計に差異はない)</p> <p>（基本設計方針「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」内で「自然現象（地震及び津波を除く。）の表現を統一している（以下同じ）」）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通項目）の基本設計方針)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>屋外に設置されている外部事象防護対象施設については、設計基準事故が発生した場合でも、機器の運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発生するものではなく、自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と重なることはない。</p> <p>屋外に設置される重大事故等対処設備について、当該卷に対する分散を考慮した配置とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。</p> <p>したがって、自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と設計基準事故又は重大事故等時の荷重は異なることのない設計とする。 【7条11】</p>	<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
■番号：前回提出時からの変更箇所
■番号-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所

2.3.3 設計方針

外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。
自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。
なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中取り扱う。

【7条12】

(1) 自然現象

d. 風（台風）

外部事象防護対象施設は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

【7条13】

重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。

【7条14】

表現の相違
表現の相違
（技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等]及び[5.1.5 環境条件等]の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない、「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている）

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)

備考

女川原子力発電所第2号機

東海第二発電所

表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄字：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)	女川原子力発電所第2号機	備考
東海第二発電所	<p>e. 凍結</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結に対して、屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し、屋外施設については保溫等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、全機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条15】</p>	<p>表現の相違</p> <p>(技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている)</p>

東海第二発電所	<p>f. 降水</p> <p>外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、設計基準降水量を上回る排水能力を有する構内排水路による海域への排水及び建屋止水処置を行う設計とする。</p> <p>降水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条16】</p>	<p>表現の相違</p> <p>(降水に対する外部事象防護対象施設の設計方針に差異はない)</p>
女川原子力発電所第2号機	<p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条17】</p>	<p>表現の相違</p> <p>(技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」「環境条件等を考慮する」の記載を明確にしている)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較	共通項目）の基本設計方針）	備考
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	
g. 積雪	<p>外部事象防護対象施設は、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所の観測記録に基づき設定した設計基準積雪量による積雪荷重に対して、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、閉塞に対して、非常用換気空調系の給排気口を設計基準積雪量より高所に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条18】</p>	<p>設計の差異 (積雪荷重の設定方法の相違)</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違 (記載の明確化)</p>
東海第二発電所	重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮すること、及び除雪の実施により、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	<p>表現の相違</p> <p>（技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、17条6)の「[5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「[5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」、「環境条件等を考慮する」、「除雪の実施」の記載を明確にしている）</p> <p>なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条19】</p>
東海第二発電所	落雷	<p>外部事象防護対象施設は、発電所の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サージに対して、接地網の敷設による接地抵抗の低減及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を行うことにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条20】</p>
東海第二発電所	落雷	<p>外部事象防護対象施設は、発電所の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに、設計基準電流値による雷サージに対して、接地網の敷設による接地抵抗の低減及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を行うことにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条21】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄字：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、必要に応じて接地設備により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 【7条22】</p> <p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等] 及び [5.1.5 環境条件等]」の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が「設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない」、「避雷設備又は接地設備により防護する」の記載を明確にしている)</p> <p>＜柏崎刈羽7号との比較＞ 設計の相違 (柏崎刈羽7号固有条件的による記載)</p> <p>i. 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて墨芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 【7条23】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設 (共通項目) の基本設計方針)		参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機
 先行審査プラントの記載との比較表
 (原子炉冷却系統施設（共通項目）の基本設計方針)

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
<p>b. 電磁的障害</p> <p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波によりその機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや絶縁回路の設置、又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計とする。</p> <p>【7条28】</p> <p>c. 航空機の墜落</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。</p> <p>【7条29】</p>	<p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての人為事象に対する適合性を示すため、及び、【7条6】の「[5.1.2 多様性、位置的分散等]及び～の基本設計方針に基づき～」の記載に関連して、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p>		

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■ : 前回提出時からの変更箇所
□ : 様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表
(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク（兼用キャスク を含む。）は保有しない。 【7条30】 【4条10】【5条65】【6条47】【26条48】	表現の相違 工事計画の申請範囲の差異 (技術基準規則の改正による差異)	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■ : 前回提出時からの変更箇所
□ : 様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表
(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク（兼用キャスク を含む。）は保有しない。 【7条30】 【4条10】【5条65】【6条47】【26条48】	表現の相違 工事計画の申請範囲の差異 (技術基準規則の改正による差異)	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
■ : 前回提出時からの変更箇所
□ : 番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（巻）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
2.3.3 設計方針	<p>（1）自然現象</p> <p>a. 竜巻</p> <p>外部事象防護対象施設は、竜巻防護に係る設計時に、設置（変更）許可を受けた最大風速100m/sの竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合について竜巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう、それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は、影響に応じた防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>【7条31】</p>	<p>（設計の差異） (女川の重大事故等対処設備の竜巻防護の設計は、位置的分散で対応する設計としている。また、竜巻は環境条件として考慮していない。)</p> <p>（表現の差異） (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p>	<p>（設計の差異） また、重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>（表現の差異） 更に、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の相伴事象による影響について考慮した設計とする。</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違）
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所
 ブラック : 番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）先行審査プラントの記載ととの比較表
 (共通項目) の基本設計方針（竜巻）

項目	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機			
（原子炉冷却系統施設（共通項目）の基本設計方針（竜巻））			

- (a) 影響評価における荷重の設定
 構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合せた設計荷重を設定する。
【7条 33】

風圧力による荷重及び気圧差による荷重としては、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。
 飛来物の衝撃荷重としては、設置（変更）許可を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ 4.2m × 幅 0.3m × 高さ 0.2m、質量 135kg、飛来時の水平速度 **46.6m/s**、飛来時の鉛直速度 **16.7～34.7m/s**）よりも運動エネルギー又は貫通力が大きな重大事故等対処設備、資機材等は設置場所及び障害物の有無を考慮し、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔を実施すること、並びに車両については入構管理及び距離を設定することにより飛来物とならない措置を講じることから、設計飛来物が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。更に、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝撃による荷重を設定する。
【7条 34】

プラント固有条件的の差異
 (女川には、考慮すべき隣接事業所がないため記載しない)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所
 □ 番号 : 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）先行審査プラントの記載との比較表（共通項目）の基本設計方針（竜巻）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
	<p>なお、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備、資機材等については、その保管場所、設置場所及び障害物の有無を考慮し、外部事象防護対象施設、飛来物の衝突により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置（以下「防護対策施設」という。）及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固縛、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によって、浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とならない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備、資機材等の固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること、並びに車両については、入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条36】</p> <p>(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 屋外の外部事象防護対象施設は、安全機能を損なわないよう、設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p>		

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所
 〇番号 : 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
 先行審査プラントの記載ととの比較表
 (共通項目) の基本設計方針（巻頭）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
<p>屋内の外部事象防護対象施設については、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。</p> <p>外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>【7条37】</p>	<p>表現の差異 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通因によって重大事故等対応設備が設備基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p>	<p>表現の差異 (女川の屋外の重大事故等対処設備の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、浮き上がり若しくは横滑りを拘束することにより、飛来物とならない設計とする。ただし、浮き上がり又は横滑りを拘束する車両の重大事故等対処設備のうち、地震時の移動等を考慮して地震後の機能を維持する設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、余長を有する固縛で拘束する。</p>	<p>表現の差異 (女川の屋外の重大事故等対処設備の機能に影響を及ぼさないよう、飛来物とならない設備が飛来物とならないことの記載を明確にしている)</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所
 〇番号 : 様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
 先行審査プラントの記載との比較表
 (共通項目) の基本設計方針（竜巻）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
<p>設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重事故等時の環境条件として竜巻を設定していない)</p> <p>表現の差異 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p> <p>設備名称の差異</p> <p>設計の差異 (防護対策施設の仕様の差異)</p> <p>表現の差異 (女川は、防護対策施設ごとに構成要素を記載している)</p> <p>防護措置として設置する防護対策施設としては、竜巻防護ネット(ネット(金網部) (硬鋼線材：線径φ4mm, 網目寸法 50mm 及び 40mm)、防護板 (炭素鋼：板厚 8mm 以上) 及び支持部材により構成する。) 及び竜巻防護鋼板 (防護鋼板 (炭素鋼：板厚 8mm 以上) 及び架構により構成する。) を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時ににおいて外部事象防護対象施設に被及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【7条39】</p>	<p>屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等に対処するためるために必要な機能を損なわないように、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。</p> <p>【7条38】</p>	<p>防護措置として設置する防護対策施設としては、竜巻防護ネット(ネット(金網部) (硬鋼線材：線径φ4mm, 網目寸法 50mm 及び 40mm)、防護板 (炭素鋼：板厚 8mm 以上) 及び支持部材により構成する。) 及び竜巻防護鋼板 (防護鋼板 (炭素鋼：板厚 8mm 以上) 及び架構により構成する。) を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時ににおいて外部事象防護対象施設に被及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【7条39】</p>	<p>外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とするることを基本とする。飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突し、その機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>【7条40】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 □番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）先行審査プラントの記載との比較表

（共通項目）の基本設計方針（竜巻）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計・荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とするることを基本とする。</p> <p>【7条41】</p>	<p>設計の差異 (女川の屋外に設置される重大事故等対処設備の竜巻防護の設計は、位置的分散で対応する設計としている)</p>

竜巻随伴事象を考慮する施設は、過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から竜巻の随伴事象として想定される火災、溢水及び外部電源喪失による影響を考慮し、竜巻の随伴事象に対する影響評価を実施し、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に竜巻による随伴事象の影響を及ぼさない設計とする。竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。また、

資料のうち柱囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所
 ブラック : 番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）先行審査プラントの記載ととの比較表
 (共通項目) の基本設計方針（竜巻）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		竜巻隨伴による溢水に対する損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。更に、竜巻隨伴による外部電源喪失に対しては、ディーゼル発電機による電源供給が可能な設計とする。 【7条42】	表現の差異

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 □番号：前回提出時からの変更箇所
 ○番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
<p>2.3.3 設計方針</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>b. 火山</p> <p>外部事象防護対象施設は、発電所の運用期間中ににおいて発電所の安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>【7条43】</p>	<p>設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重大事故等時の環境条件に火山の影響を選定していない)</p> <p>表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とすると明確にしている)</p>	<p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設計の差異 (発電所立地条件を踏まえた降下火砕物条件の相違)</p> <p>なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条44】</p> <p>(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は、設置（変更）許可を受けた層厚1.5cm、粒径2mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿润状態）と設定する。</p> <p>【7条45】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
■番号：前回提出時からの変更箇所
□番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機
先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第二発電所
設計の差異	(b) 降下火碎物に対する防護対策 降下火碎物の影響を考慮する施設は、降下火碎物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうおそれがない設計とする。 【7条46】	イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設について、降下火碎物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。	表現の相違 (設置変更許可で説明している構造物への荷重を考慮する施設を記載) (以下同様の差異は詳細な記載を省略) 設計の差異 (女川は、降下火碎物に対する防護対策施設を設置しない)
表現の相違 規定期定に定めて管理する。 【7条48】	これららの施設については、降下火碎物を除去することにより、降下火碎物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風（台風）の荷重を短期的な荷重として考慮し、機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。 【7条47】	なお、降下火碎物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火碎物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。	資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各称の相違（実質的な相違なし）
 □番号：前回提出時からの変更箇所
 ○番号：様式一七との組び目を示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
 先行審査プラントの記載との比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重事故等時の環境条件に火山の影響を選定していない) 設計の差異 (女川では、設置変更許可で設定している重事故等時の環境条件に火山の影響を選定していない) 表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないことの記載を明確にしている)	屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的な荷重により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。	屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物による荷重により機能を損なわないように、降下火砕物を適宜除去することにより、 設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に對処するため必要な機能が損なわれるおそれがない 設計とする。	なお、降下火砕物により必要な機能を損なうおそれがないよう屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 【7条49】 (口) 閉塞 i. 水循環系の閉塞 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に 波及的影響を及ぼし得る 施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物に對し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。 【7条50】

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各稱の相違（実質的な相違なし）
 ハイフン：前回提出時からの変更箇所
 ハイフン：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
<p>ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーを設置し、下側から吸い込む構造とすることにより、降下火碎物が流路に侵入しにくい設計とする。排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は、排気筒の排気により降下火碎物を侵入し難くすることで排気流路が閉塞しない設計とする。</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>また、外気を取り入れる非常用換気空調系（外気取入口）及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の空気の流路にそれぞれバルブフィルタを設置することにより、フィルタmeshより大きな降下火碎物が内部に侵入しにくくする。更に降下火碎物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火碎物により閉塞しない設計とする。</p> <p>非常用換気空調系（外気取入口）以外の降下火碎物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設についても、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火碎物が侵入しにくい構造、又は降下火碎物が侵入した場合でも、降下火碎物により閉塞しない設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル機関及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、フィルタを通過した小さな粒径の降下火碎物が侵入した場合でも、降下火碎物により閉塞しない設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物により閉塞しないよう外気取入口の閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モード切替えることを保安規定に定めて管理する。</p> <p>資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。</p>	<p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p> <p>設備名称の差異 表現の相違</p>	<p>設備名称の差異 表現の相違</p>	<p>設備名称の差異 表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各稱の相違（実質的な相違なし）
 黄字：前回提出時からの変更箇所
 〇番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

先行審査プラントの記載との比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
(ハ) 摩耗	<p>i. 水循環系の内部における摩耗 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、落下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗についても、主要な落下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条52】</p>	<p>ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响 (摩耗) 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、落下火砕物を含む空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系、電気系及び計測制御系の施設については、落下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、落下火砕物が侵入しにくい構造とすること又は摩耗しにくい材料を使用することにより、摩耗しにくく設計とする。</p>	<p>なお、摩耗が進展しないようバグフィルタの取替え又は清掃すること等を保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条53】</p>

表現の相違
 (設置変更許可における運用方針の差異)

記載表現の相違

設計の差異
 (設置変更許可における運用方針の差異)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備各稱の相違（実質的な相違なし）
 黄字：前回提出時からの変更箇所
 ブラック：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
 先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所
設計の差異 (女川は、落下火砕物に対する防護対策施設を設置しない。)								
がないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、落下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。 【7条54】	がないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、落下火砕物による短期的な腐食が発生する。理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。							
表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわないと同時にその機能を明確にしている)								
屋内の重大事故等対処設備については、落下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。 屋外の重大事故等対処設備については、落下火砕物を適宜除去することにより、落下火砕物による腐食に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【7条55】								

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備各稱の相違（実質的な相違なし）
■番号：前回提出時からの変更箇所
□番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機
先行審査プラントの記載との比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
■表現の相違	なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条56】	iii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食） 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	(木) 発電所周辺の大気汚染 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、中央制御室換気空調系については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。
■表現の相違	なお、长期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 【7条57】	また、中央制御室換気空調系については、外気吸入ダンバの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。更に外気吸入遮断時において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。	なお、降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。 【7条58】

赤字 : 設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備各稱の相違（実質的な相違なし）
■番号 : 前回提出時からの変更箇所
□番号 : 構式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（参考）柏崎刈羽原子力発電所第7号機
先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（火山）

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
(～) 絶縁低下 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、空気を取り込む機構を有する電気系及び計測制御系の盤については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。 なお、降下火砕物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止するようバグフィルタの取替え又は清掃することを保安規定に定めて管理する。 【7条 59】	(～) 絶縁低下 外部事象防護対象施設及び計測制御系の盤については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。 なお、降下火砕物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止するようバグフィルタの取替え又は清掃することを保安規定に定めて管理する。 【7条 59】	ロ、間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である長期（7日間）の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアース制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわないよう、常用ディーゼル発電機（高圧炉心スフレイ系ディーゼル発電機を含む。）の燃料を貯蔵するための軽油タンク及び燃料を移送するための燃料移送ポンプ等を降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする。 【7条 60】	表現の相違 設計の差異 (設置変更許可における運用方針の差異)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	2.3.3 設計方針	2.3.3 設計方針	
	<p>(1) 自然現象</p> <p>c. 外部火災</p> <p>想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し外部事象防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条61】</p>	<p>(1) 自然現象</p> <p>c. 外部火災</p> <p>想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し外部事象防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条62】</p>	<p>外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条62】</p> <p>重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することとともに、防火帯により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条63】</p> <p>外部火災の影響については、定期的な評価の実施を保安規定に定めて管理する。</p> <p>【7条64】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所

女川原子力発電所第2号機

備考

設計の差異
(女川2号では防潮堤を海側の一面のみに配置しているため、考慮不要。)

- (a) 防火帯幅の設定に対する設計方針
自然現象として想定される森林火災について森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度から設定し、設置（変更）許可を受けた防火帶（約20m）を敷地内に設ける設計とする。
【7条65】

また、防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。
【7条66】

- (b) 発電所敷地内の火災・爆発源に対する設計方針
火災・爆発源として、森林火災、発電所敷地内に設置する屋外の危険物タンク、危険物貯藏所、常時危険物を貯蔵する一般取扱所及び危険物を内包する貯蔵設備以外の設備（以下「危険物貯藏施設等」という。）の火災・爆発、航空機墜落による火災及び敷地内の危険物貯藏施設等の火災と航空機墜落による火災が同時に発生した場合の重量火災を想定し、火災源からの外部事象防護対象施設への熱影響を評価する。
【7条67】

設計の差異
(地域特性により算出される防火帯幅の評価結果の相違。)
表現の相違
(発電所敷地内の設備設置状況の差。)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 ①番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	女川原子力発電所第2号機
<p>■ 先行審査プラントの記載との比較表</p> <p>(原子炉冷却系系統施設 (共通項目) の基本設計方針 (外部火災))</p>	<p>■ 基本設計方針 (外部火災)</p> <p>(原発における運営の実質的な相違)</p>	<p>■ 基本設計方針 (外部火災)</p> <p>(原発における運営の実質的な相違)</p>	<p>■ 基本設計方針 (外部火災)</p> <p>(原発における運営の実質的な相違)</p>
<p>■ 設備の差異</p> <p>(女川2号の当該設備はタービン建屋内に設置しているため、タービン建屋にて評価を実施。)</p>	<p>■ 設備の差異</p> <p>(東二号機の設備に対する記載。)</p>	<p>■ 設備の差異</p> <p>(女川2号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)</p>	<p>■ 設備の差異</p> <p>(評価対象設備とその許容温度の相違。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

【参考】先行審査プラントの記載ととの比較表
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	東海第三発電所
設計の差異 (女川2号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)	<ul style="list-style-type: none">森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた防火帯の外縁（火災側）における火炎輻射発散度（建屋及び復水貯蔵タンク評価においては477 kW/m^2、排気筒評価においては367 kW/m^2、その他評価においては408 kW/m^2）を用いて危険距離を求める評価する。 <p>【7条70】</p> <ul style="list-style-type: none">発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、貯蔵量等を勘案して火災源ごとに建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める評価する。 <p>【7条71】</p>	<ul style="list-style-type: none">森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた防火帯の外縁（火災側）における火炎輻射発散度（建屋及び復水貯蔵タンク評価においては477 kW/m^2、排気筒評価においては367 kW/m^2、その他評価においては408 kW/m^2）を用いて危険距離を求める評価する。 <p>【7条70】</p> <ul style="list-style-type: none">発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、貯蔵量等を勘案して火災源ごとに建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める評価する。 <p>【7条71】</p>	<ul style="list-style-type: none">航空機墜落による火災については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号（平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正）により墜落確率が10^{-7}（回/炉・年）となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しくなる地点で火災が起ることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める評価する。 <p>【7条72】</p>
設計の差異 (運用の担保事項の差異)			
設計の差異 (女川2号は発電所敷地内にガス爆発の恐れがある設備が無い。)			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載ととの比較表（共通項目）の基本設計方針（外部火災）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重量については、各々の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求めて評価する。</p> <p>【7条73】</p>	<p>(c) 発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針 発電所敷地外での火災・爆発源に対して、必要な離隔距離を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【7条74】</p> <p>・発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により発電用原子炉施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設は存在しないため、火災による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。</p> <p>【7条75】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表		基本設計方針（外部火災）	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
■ 前回提出時の細つけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）	(原)原子炉冷却系統施設（共通項目）	・発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災については、外部事象防護対象施設を内包する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対しても最も厳しい箇所）の表面温度が許容温度となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。 なお、発電所周辺を航行する船舶の火災については、発電所敷地外半径 10km を主要航路とする船舶が存在しないことから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶の火災を想定する。	設計の差異 (女川2号は船舶の火災について、保守的に港湾施設に入港する船舶を想定している。) 【7条76】
■ 様式一7との紐づけを示す番号である、本比較表において追記したもの（比較対象外）	（原）原子炉冷却系統施設（共通項目）	・発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所敷地外で発生する漂流船舶の爆発については、ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を算出し、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。また、ガス爆発による容器破損時に破片の最大飛散距離を算出し、最大飛散距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。	設計の差異 (女川2号は、爆発により影響を及ぼすような船舶がないため、考慮しない。) 【7条77】
■ 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	設計の差異 (女川2号は、爆発による影響を及ぼすような船舶がないため、考慮しない。) 【7条78】
■ 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	(d) 二次的影響（ばい煙）に対する設計方針 屋外に開口しており空気の流路となる設備及び換気空調系統に対し、ばい煙の侵入を防止するため、適切な防護対策を講じることで外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【7条79】

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表
(原子炉冷却系系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所

女川原子力発電所第2号機

備考

イ. 換気空調系	口、 安全保護装置	ハ、 非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。)	二、 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ
外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタを設置する設計とする。 【7条80】	外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管線されており間接的に外気と接する安全保護装置盤については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。	非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。)においては、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。 【7条81】	原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ部を全閉構造とすることにより、ばい煙により閉塞しない設計とする。 【7条82】
外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタを設置する設計とする。 【7条80】	外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管線されており間接的に外気と接する安全保護装置盤については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。	非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイディーゼル発電機を含む。)においては、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。 【7条81】	原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ部を全閉構造とすることにより、ばい煙により閉塞しない設計とする。 【7条82】

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載ととの比較表
(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針(外部火災))

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》前回提出時からの変更箇所	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、ばい煙粒子の粒径が外気通風部吸込み口の金網口径及び冷却パイプ口径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。 【7条83】	(e) 有毒ガスに対する設計方針 外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には、 中央制御室内 に滞在する人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンバを開止し、 中央制御室内 の空気を事故時運転モードへ切替えることにより、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。 【7条84】	表現の相違 設計の差異 (対策設備の差異) 設計の相違 表現の相違 (運用担保事項の相違。)

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類(△)
第七条 設計基準対象施設(外部からの衝撃による損傷の防止)	<p>(兼用キャスクを除く。)が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。^①</p> <p>【解説】</p> <p>1 第1項に規定する「想定される自然現象」には、台風、竜巻、降水、積雪、凍結、落雷、火山現象、生物学的事象、森林火災等を含む。^①</p> <p>2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならぬい」には、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。^①</p>	<p>第七条 設計基準対象施設(外部からの衝撃による損傷の防止)は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。^①</p> <p>【解説】</p> <p>1 第1項に規定する「想定される自然現象」には、台風、竜巻、降水、積雪、凍結、落雷、火山現象、生物学的事象、森林火災等を含む。^①</p> <p>2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならぬい」には、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。^①</p>	<p>赤色：様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色：設置変更許可本文及しが係る書類(から)の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比</p> <p>【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への属関表(補足説明資料) ・技術基準実験リスト(設定概要に關する説明書 別添-1) ■別添-1へからの属関表(前回指出時からの変更箇所)</p> <p>【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への属関表(補足説明資料) ・技術基準実験リスト(設定概要に關する説明書 別添-1)</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及しが係る影響(ハから)の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への履歴表（補足説明等）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ 的)事象、森林火災及び高潮を 選定する。	設置許可申請書 添付書類(ハ 的安全施設は、これらの自然 現象(地震及び津波を除く。) 又はその組合せに遭遇した 場合において、自然現象その ものがもたらす環境条件及 びその結果として施設で生 じ得る環境条件においても、 安全機能を損なわない設計 とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>④①a 重複</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地骨りにより設計上考慮する必要はない。 上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。 また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)は、繩羅的に抽出するために、発電所敷地又はその周辺</p>	<p>④②a 重複</p> <p>④③ 重複</p> <p>④④ 重複</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更可本文及が該用件から引かれたもの以外の記載	<開催ナシ資料>
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本 文）	設置許可申請書 添付書類（ 本 文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			① によるもの（故意によるもの を除く。）に対して安全機能 を損なわない設計とする。 ② この事象について、 海外の評価基準を考慮の上、 発電所及びその周辺での発 生可能性、安全施設への影響 度、発電所敷地及びその周辺 に到達するまでの時間余裕 及び影響の包絡性の観点か ら、発電用原子炉施設に影響 を与えるおそれがある事象と して、飛来物（航空機落下）、 ダムの崩壊、爆発、近隣工場 等の火災、有毒ガス、船舶の 衝突及び電磁的障害を選定 する。 ③ 安全施設は、これらの発電 用原子炉施設の安全性を損 なわせる原因となるおそれが ある事象であつて人為による もの（故意によるものを除 く。）に対して安全機能を損 なわない設計とする。	① によるもの（故意によるもの を除く。）に対して安全機能 を損なわない設計とする。 ② この事象について、 海外の評価基準を考慮の上、 発電所及びその周辺での発 生可能性、安全施設への影響 度、発電所敷地及びその周辺 に到達するまでの時間余裕 及び影響の包絡性の観点か ら、発電用原子炉施設に影響 を与えるおそれがある事象と して、飛来物（航空機落下）、 ダムの崩壊、爆発、近隣工場 等の火災、有毒ガス、船舶の 衝突及び電磁的障害を選定 する。 ③ 安全施設は、これらの発電 用原子炉施設の安全性を損 なわせる原因となるおそれが ある事象であつて人為による もの（故意によるものを除 く。）に対して安全機能を損 なわない設計とする。	① （①b 重複） なお、発電所敷地又はその 周辺において想定される人 為事象のうち、飛来物（航空 機落下）については、確率的 要因により設計上考慮する 必要はない。 ①c また、ダム の崩壊については、立地的要 因により考慮する必要はない	様式-1～7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(△)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
地震及び津波を含む自然現象の組合せについて、火山については積雪と風(台風)、基準地震動 S_{d} については弹性設計用地震動 S_{d} と積雪の荷重を施設の形状及び配置に応じて考慮する。 ④a 地震、津波と風(台風)の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる積雪深の大さは、発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所で観測された月最深積雪の最大値である43cmとし、風速の大きさは「建築基準法」を準用して基準風速30m/sとする。 組み合わせる積雪深は、地震及び津波と組み合わせる場合は、「建築基準法」に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。	い。③	い。	い。	自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)の組合せについては、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重量することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。 ④a④ ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。	要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。 ①c 重複	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針(前)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
■付録基準要件リスト(設定期間に關する説明書 別添-1)
■付録基準要件リスト(設定期間表(補足説明資料)
■付録基準要件リスト(設定期間表(前回指出時からの変更箇所))

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ ンガード)	設置許可申請書 添付書類(ハ ンガード)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの故意によるもの(以下「人為事象」という。)により発電用原子炉施設(兼用キャスクを除く。)の安全性が損なわれないよう、防護措置を講じなければならぬ。、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	①	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設置許可申請時に既に航空路の変更がなればならぬ場合は、対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	①b⑤	想定される人為事象のうち、飛来物(航空機落下)については、防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更がないことを確認していることから、設置許可申請時に既に航空路の変更がなればならぬ場合は、対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	①b引用元:P3	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	追加要求事項に伴う差異(人為事象の考慮) 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止
3 第2項に規定する「事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの」には、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害等の敷地及び敷地周辺の状況から生じうる事故を含む。① 4 第2項に規定する「適切な措置を講じなければならぬりには、対象とする発生源から一定の距離を置くことを含む。①	①c⑤	【7条3】 なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の基準要求への適合性を明確化	①c引用元:P4 同上	【7条3】 なお、定期的に航空路の変更状況を確認し、防護措置の基準要求への適合性を明確化	①c引用元:P4 同上	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	追加要求事項に伴う差異(人為事象の考慮) 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
・技術基準規則
・技術基準規則(後) : 前回提出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及が該装置(ハ)から)の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への属間表(補足説明資料)
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準対象施設リスト(設定期間に属する説明書 別添-1)
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・前回指出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ)	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設備許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
3 航空機の墜落により発電用原子炉施設(兼用キヤスクを除く。)の安全性を損なうその他の適切な措置を講じなければならない。 ①	また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわないと安全な設計基準対象施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。 ③a⑥ 【7条5】	要否を判断することを保安規定に定めて管理する。 ①⑧ 【7条4】			同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異 (設計基準対象施設以外の施設への措置)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異 (重大事故等対処設備の自然現象及び人為事象への考慮)	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止
【解釈】 5 第3項の航空機の墜落については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25原院第1号。平成21年6月30日原子力安全・保安院制定)に基づいて確認すること。この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。 ①	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、 必要な機能が損なわれる ことがないよう、防護措置その他適切な措置を講じる。 ⑥ 【7条6】				設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異 (重大事故等対処設備の自然現象及び人為事象への考慮)	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異 (重大事故等対処設備の自然現象及び人為事象への考慮)	同上
							設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>
青色：設置変更許可本文及び技術基準指針からの引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準方針（前）と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガーリー）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2.3.1 外部からの衝撃により 防護すべき施設	地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。 ①⑥ 【7条7】	設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からのお衝撃により防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。	1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系系統施設（共通） 2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設	原子炉冷却系系統施設（共通） 2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ き)	設置許可申請書 添付書類(へ き)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		<p>よう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p> <p>⑤a⑤b⑤c 【7条8】</p>	<p>料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象(以下「外部事象防護対象施設」という。)とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。⑤b⑥</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋(外部事象防護対象施設となる建屋を除く。)は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設への影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。⑥</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること</p>	<p>⑤a 引用元：P7 ⑤c 引用元：P9</p>			

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針(前)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
<開催ナシ資料>
・様式-1～1～の展開表(補足説明資料)
・技術基準要求器リスト(設定根拠に關する説明書 別添-1)
・技術基準規則(別添-1～の展開表(補足説明資料))

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(一 とにより、その安全機能を損 なはない設計とする。⑤c)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2.2.1 設計基準事故時に生じる荷重との組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持があるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃は設計基準事故時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。 【7条9】	2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその機能の維持が著しく困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器は、建屋内に設置すること、又は可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるよう位置分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。 ②a⑥ 【7条9】	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異 との組合せ	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ	①a 引用元: P2 同上
2.2.2 基本設計方針(後)	基本設計方針(後)	基本設計方針(後)	基本設計方針(後)	基本設計方針(後)	基本設計方針(後)	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異

赤色: 様式-6に関する記載 (付番及び下線)
 背色: 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
 緑色: 設置基準規則と基本設計方針(前)との対比
 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
 黄色: 前回指出時の変更箇所

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準規則リスト(設定根拠に關する説明書 別添-1)

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(八 添付書類(八)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類(八)からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開車ナット資料> ・様式-1への履歴表(補足説明資料) ・技術基準規則リスト(設定概要) : 前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開車ナット資料> ・様式-1への履歴表(補足説明資料) ・技術基準規則リスト(設定概要) : 前回指出時からの変更箇所	2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力との組合せ	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる応力との組合せ	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異	

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び添付書類(八)からの引用以外の記載
茶色：設置変更許可と基本設計方針との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更新可と基本設計方針からの引用以外の記載	<開車寸法資料>
茶色：設置更新規則との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則との対比	・技術基準規則（後）との対比

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

■回指し時からの変更箇所

要要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ○）	設置許可申請書 添付書類（ △）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2.2.2 設計方針 自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 【7条12】	2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。 なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。 ⑤ 【7条12】	2.3.3 設計方針 基本設計方針（後）	2.3.3 設計方針 基本設計方針（後）	設備設計の明確化 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針	同上	①d⑤引用元：P11
2.2.2 設計方針 自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 【7条12】	2.3.3 設計方針 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。 自然現象（地震及び津波を除く。）のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部火災」の設計方針に基づき設計する。 なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で取り扱う。 ⑤ 【7条12】	2.3.3 設計方針 基本設計方針（後）	2.3.3 設計方針 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ ○）	設置許可申請書 添付書類（ △）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	同上
（1） 自然現象 a. 風（台風） 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ①d⑤ 【7条13】	（1） 自然現象 a. 風（台風） 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ①d⑤ 【7条13】	（a-1） 風（台風） 外部事象防護対象施設は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造全性を確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	（a-1） 風（台風） 安全施設は、設計基準風速による風荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保をはかる風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、10m、10分間平均の風によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統	1.8.1 風（台風）防護に関する基本方針 「建築基準法」及び同施行令第八十七条第2項及び第4項に基づく「建設省告示第1454号」より設定した設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統	同上	①d⑤引用元：P11	①d⑤

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料>
青色：設置変更許可本文及び技術基準書からの方針以外の記載 茶色：設置変更許可本文及び技術基準書（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料） ・技術基準要件リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ・技術基準要件リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ・前回指出時からの変更箇所
■	■

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及び機器とする。 その上で、外部事象防護対 象施設等は、設計基準風速 (30m/s, 地上高10m, 10分 間平均)の風荷重に対し機械 的強度を有することにより 安全機能を損なわない設計 とする。 また、上記に含まれない構 築物、系統及び機器は、風(台 風)により損傷した場合であ っても、代替手段があること 等により安全機能は損なわ れない。⑤	設置許可申請書 及び基本設計方針の明確化 設備設計の明確化	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比 設備設計	原子炉冷却系系統施設 (共通) 2.3.3 設計方針
重大事故等対処設備は、建 屋内への設置又は設計基準 事故対処設備等及び同じ機 能を有する他の重大事故等 対処設備と位置的に分散を図 り設置するとともに、環境條 件等を考慮することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑥【7条14】	■	■	■	■	■	■	■

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ;前回指出時からの変更箇所</p>
<p>赤色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後） 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ;前回指出時からの変更箇所</p>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ①）	設置許可申請書 （ ②）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
b. 凍結	e. 凍結 外部事象防護対象施設 は、設計基準温度による凍結に對して、屋内施設により環境温度を維持し、屋外施設においては換気空調系により凍結の防止対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 【7条15】	(a-3) 凍結 安全施設は、設計基準温度による凍結に對し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは車縁を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行ふこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は、建屋内の設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的に分離するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ①e①f⑤ 【7条15】	1. 8. 3 凍結防護に関する基 本方針 石巻特別地域気象観測所 での観測記録（1887年～ 2017年）により設定した設 計基準温度である-14.6°C の低温による凍結によってそ の安全機能が損なわれない ことを確認する必要がある 施設を、安全重要度分類のク ラス1、クラス2及びクラス 3に属する構築物、系統及び 機器とする。 ⑥	同趣旨の記載であるが、表現 の違いによる差異あり	2. 3. 3 設計方針 原子炉冷却系統施設（共通）		
c. 降水	f. 降水 外部事象防護対象施設は、 降水による浸水に対する排水 能力を有する構内排水路に よる海域への排水及び建屋 止水処置を行う設計とする。 降水による荷重に対して、 降水による荷重に対しても、 浸水に対して、観測記録を上 回る排水能力を有する構内 排水路を設けて海域へ排水 を行う設計とする。	(a-4) 降水 安全施設は、設計基準降水量 による浸水及び荷重に対 し、安全施設及び安全施設を 内包する建屋の構造健全性 の確保若しくは降水中による 損傷を考慮して、代替設備に より必要な機能を確保する。	1. 8. 4 降水防護に関する基 本方針 石巻特別地域気象観測所 での観測記録（1937年～ 2017年）により設定した設 計基準降水量（91.0mm/h）の 降水によってその安全機能 が損なわれない。	同趣旨の記載であるが、表現 の違いによる差異あり	⑥		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及び改修申請書（後から）の引用以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開車寸法資料></p> <p>・様式-1への履歴表（補足説明等付）</p> <p>・技術基準実験リスト（設定値他に關する説明書 別添-1）</p> <p>・技術基準実験リスト（設定値他に關する説明書 別添-1）</p> <p>・前回指出時からの変更箇所</p>
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	排水口及び構内排水路による海域への排水により、安全機能を有する構築物、系統及び機器は及びそれらの施設を内包する建屋の構造健全性を確保すること、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【7条16】	排水口及び構内排水路による海域への排水により、外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保すること、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ①g①h⑤ 【7条16】	こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行なうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①g⑤⑤	こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行なうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①g⑤⑤	必要がある施設を、安全重複度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。⑥ その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量(91.0mm/h)による浸水に対し、構内排水路による海域への排水及び浸水防止のための建屋止水処置により、安全機能を損なわない設計とするとともに、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、設計基準降水量(91.0mm/h)による荷重に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水により、安全機能を損なわない設計とする。①h⑤	追加要求事項に伴う差異
	重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的に分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ⑥ 【7条17】	重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的に分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行なうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なかない設計とする。 ①g⑤⑤	こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行なうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なかない設計とする。 ①g⑤⑤	また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。⑥	①h 引用元：P15
d. 積雪	安全機能を有する構造物、系統及び機器は、積雪荷重を発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所の観測記録に基づき設計した設計基準積雪量による積雪による確保基質は積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する必要がある施設を、安全重要度	(a-5) 積雪 安全施設は、設計基準積雪量による荷重及び閉塞に対する安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保基質は積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する必要がある施設を、安全重要度	1.8.5 積雪防護に関する基本方針 石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887年～2017年）により設定した設計基準積雪量（43cm）の積雪によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針	
g. 積雪	外部事象防護対象施設は、ある石巻特別地域気象観測所の観測記録に基づき設計した設計基準積雪量による積雪荷重に対しても、外部事象防護対象施設及びそれ	(a-5) 積雪 安全施設は、設計基準積雪量による荷重及び閉塞に対する安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保基質は積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する必要がある施設を、安全重要度	1.8.5 積雪防護に関する基本方針 石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887年～2017年）により設定した設計基準積雪量（43cm）の積雪によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設（共通） 2.3.3 設計方針	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ セ)	設置許可, 基本設計方針との対比	備考
【7条18】	らの施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、その安全機能を損なわない設計とする。 象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を確保することで、外部事業防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行いうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 また、閉塞に対して、非常用換気空調系の給排気口を設計基準積雪量より高所に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することともに、環境条件等を考慮すること、及び除雪の実施により、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	こと、安全上支障のない期間での修復等の対応を行いうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 また、上記に含まない構築物、系統及び機器は、積雪により損傷した場合であっても、代替手段があることにより安全機能は損なわれない。①j⑤	分類のクラス1, クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。⑥ その上で、外部事業防護対象施設等は、設計基準積雪量(43cm)の積雪荷重に対し機械的強度を有すること、給排気口を開塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。	追加要求事項に伴う差異 設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通) 2.3.3 設計方針
【7条19】	なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。 ①⑦ 【7条20】	(a-6) 落雷 安全施設は、設計基準電流値による雷サージに対する考慮として、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計	1.8.6 落雷防護に関する基 本方針 電気技術指針 JEAG4608- 2007「原子力発電所の耐雷指 針」を参照し設定した設計基 準電流値(100kA)の落雷によ つてその安全機能が損な われないことを確認する必要 がある施設を、安全重要度分 類のクラス1, クラス2及 びクラス3に属する構築 物、系統及び機器とする。⑥ その上で、外部事業防護対	基準要求への適合性を明確 化	同上	
【7条20】	e. 落雷 安全機能を有する構造物、 系統及び機器は、発電所の雷 害防止対策として、「建築基 準法」に基づき原子炉建屋等 への避雷針の設置を行うと ともに、雷サージに対して、 接地網の敷設によって、接	h. 落雷 外部事業防護対象施設は、 発電所の雷害防止対策とし て、原子炉建屋等への避雷針 の設置を行うとともに、設計 基準電流値による雷サージ に対する考慮であるが、表現 の違いによる差異あり	同上			

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び技術基準書から引用以外の記載
<開車寸法資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
■開車寸法資料 : 前回指出時からの変更箇所
■技術基準規則 : 設定根拠に關する説明書 別添-1

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び技術基準事象等からの引用以外の記載	<開港オーナー資料>
茶色：設置変更許可本文及び技術基準事象等からの記載	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガリ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
接地網の敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を行う回路設計を図る回路設計を行う設計とする。 【7条21】	接地網の敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を行う回路設計を図る回路設計を行う設計とする。	接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を行う回路設計を行う設計により、その安全機能を損なわない設計とする。 ①k①⑤ 【7条21】	とする。⑤	象施設等は、雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護回路への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。①①	原子炉冷却系系統施設（共通） 2.3.3 設計方針	
重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、必要に応じ遙雷設備又は接地設備により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ⑥ 【7条22】	重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、必要に応じ遙雷設備又は接地設備により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	とする。	(a-8) 生物学的事象 安全施設は生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。	また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、落雷により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。 1.8.8 生物学的事象防護に 関する基本方針	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に対する差異	
f. 生物学的事象 安全機能を有する構造物、系統及び機器は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋外施設は建屋止水処置等により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。 【7条23】	i. 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生による原予炉補機冷却海水系等への影響を防止するため、除塵装置及び機器とする。 c. 生物学的事象 安全機能を有する構造物、系統及び機器は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋外施設は建屋止水処置等により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	とする。	その上で、外部事象防護対象施設等及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、海生生物であるクラゲ等の発生に対して、塵芥による原子炉補機冷却海水系等への影響を防ぐため、除塵装置及び機器とする。	その上で、外部事象防護対象施設等及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全施設の生物学的事象に対する健全性の確保若しくは生物学的事象に	同上	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更可と本文及が該系統に影響する他の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生物に対して、侵入を防止する又は予備を有することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ⑥ 【7条24】	による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行なうこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①m⑤⑤	ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。	小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。	追加要求事項に伴う差異	設備設計の明確化	同上
j. 高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	(a-10) 高潮 安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上	追加要求事項に対する差異
g. 高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。 【7条25】	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することにより、高潮により影響を受けることがない設計とする。 【7条25】	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n	高潮 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、高潮の影響を受けない敷地高さ（0.P.+3.5m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①n

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び系統図等から他の引用以外の記載	<開港場等資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ハ ン）	設置許可申請書 添付書類（ハ ン）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(a-12) 船舶の衝突	1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本設計方針	1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本設計方針	原 原子炉冷却系統施設（共通）	原 原子炉冷却系統施設（共通）	原 原子炉冷却系統施設（共通）	原 原子炉冷却系統施設（共通）
(2) 人為事象	a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行いうことまたはそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ①⑤⑤	a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は、航路からの離隔距離を確保すること、小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることが及び呑み口が広く、取水性を損なわないことから、船舶の衝突により、安全機能を損なわない設計とする。 ①①①p 【7条26】	1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本設計方針 小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まるところから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過し、カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても、呑み口が広いため、取水性を損なうことはない。 ①p 船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。	1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本設計方針 小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まること及び設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置により、船舶の衝突により取水性を損なわない設計とする。 ①⑤ 【7条27】	1.8.12 船舶の衝突防護に関する基本設計方針 小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まること及び設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置により、船舶の衝突により取水性を損なわない設計とする。 ①⑤ 【7条27】	同上
a. 電磁的障害	安全機能を有する構造物、安全系統及び機器は、電磁波の侵入を防止する設計とする。 【7条28】	b. 電磁的障害 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、電磁波によりそ	安全施設は、電磁的障害による擾乱に対し、制御盤へ入線する電源受電部へのライソフイルタや絶縁回路の設	安全施設は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのライソフイルタや絶縁回路の設	安全施設は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのライソフイルタや絶縁回路の設	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ シ)	設置許可, 技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色 : 様式-6に関する記載 (付番及び下線) 青色 : 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色 : 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色 : 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色 : 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色 : 前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】: 開連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への属関表(補足説明資料) ・技術基準規則リスト(設定機器に關する説明書 別添-1)	【〇〇条〇〇】: 開連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への属関表(補足説明資料) ・技術基準規則リスト(設定機器に關する説明書 別添-1)	【7条28】 ①q⑤	⑤ この機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや絶縁回路の設置、又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する設計とする。	設置、外部からの信号出入位置、外部からの信号出入部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、①q 安全施設の電磁的障害に対する健全性の確保若しくは電磁的障害による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。 ⑤	原色: 様式-6に関する記載 青色: 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色: 前回指出時からの変更箇所
c. 航空機の墜落 重大事故等対処設備は、建 屋内に設置するか、又は屋外 において設計基準事故対処 設備等と位置的分散を図り 設置する。 ⑥ 【7条29】	⑨ 使用済燃料を貯蔵する兼 用キャスクは保有しない。 ⑨ 【7条30】	④ 兼用キャスクが設置許可 基準規則第六条第四項又は 第五項の規定により定める 自然現象によりその安全性 を損なうおそれがある場合 は、防護措置、基礎地盤の改 良その他の適切な措置を講 じなければならない。 ⑨ 【解釈】 6 第4項及び第5項に規定 する「適切な措置を講じなければならぬ」には、供用中	原色: 様式-6に関する記載 青色: 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色: 前回指出時からの変更箇所	原色: 様式-6に関する記載 青色: 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色: 前回指出時からの変更箇所	原色: 様式-6に関する記載 青色: 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色: 前回指出時からの変更箇所	原色: 様式-6に関する記載 青色: 設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色: 前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナレ資料>
青色：設置変更許可本文及び添付書類(ハから)の引用以外の記載	・様式-1への属間表(補足説明資料) ・技術基準規則リスト(設定概要機器リスト)
茶色：設置変更許可と基本設計方針との対比	・技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
緑色：設置基準規則と基本設計方針との対比	・技術基準規則と基本設計方針(前)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ)	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
における運転管理等の運用上の措置及び対象とする発生源から一定の距離を置くことを含む。 ⑨						
5 兼用キャスクが設置許可基準規則第六条第六項又は第七項の規定により定める人による事象によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 ⑨						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムによる説明書に関する様式－7

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及び技術基準規範からの引用以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料></p> <p>・様式-1への属用表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規範リスト（設定期間内に關する説明書 別添-1）</p> <p>・技術基準規範（前回提出時からの変更箇所</p>
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ （後））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第七条 設計基準対象施設 (外部からの衝撃による損傷の防止) (竜巻)	口 発電用原子炉施設の一 般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設 は、(1) 耐震構造、(2) 耐津 波構造に加え、以下の基本 的方針のもとに安全設計を 行う。	1. 安全設計 1.8 外部からの衝撃による 損傷の防止に関する基本方 針 1.8.2 竜巻防護に関する基 本方針	1. 安全設計 (1) 竜巻に対する設計の基 本方針	1.8.2.1 設計方針 (1) 竜巻に対する設計の基 本方針	原子炉冷却系統施設（共 通） 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)	原子炉冷却系統施設（共 通） 表 現の違いによる差異あり

（1）自然現象
a. 竜巻
外部事象防護対象施設
は、竜巻防護に係る設計時
に、設置（変更）許可を受け
た最大風速 100m/s の竜巻
(以下「設計竜巻」という。)
が発生した場合について竜
巻より防護すべき施設に作
用する荷重を設定し、外部
事象防護対象施設が安全機
能を損なわぬよう、それ
ぞれの施設の設置状況等を
考慮して影響評価を実施
し、外部事象防護対象施設
が安全機能を損なうおそれ
がある場合は、影響
防護措置その他の適切な
措置を講じる設計とする。
①②③④⑤

【解説】

1 第1項に規定する「想定
される自然現象」には、台
風、竜巻、降水、積雪、凍結、
落雷、火山事象、生物学的事
象、森林火災等を含む。

2 第1項に規定する「適切
な措置を講じなければなら
ない」には、供用中における
運転管理等の運用上の措置
を含む。①③

—

（1）自然現象
a. 竜巻
外部事象防護対象施設
は、竜巻が発生した場合において
も、作用する設計荷重に対
して、その安全機能を損な
わない設計とする。②a ま
た、安全施設は、過去の竜巻
被害状況及び発電所のブラ
ント配置から想定される竜
巻に随伴する事象に対し
て、安全機能を損なわない
設計とする。④a④b
竜巻に対する防護設計を行
うための設計竜巻の最大
風速は、100m/s①a とし、設
計荷重は、設計竜巻による
風圧力による荷重、気圧差
による荷重及び飛来物が安
全施設に衝突する際の衝
撃荷重を組み合わせた設計
竜巻荷重並びに安全施設に常
時作用する荷重、運転時荷
重及びその他の竜巻以外の自
然現象による荷重等を適切
に組み合せたものとして
設定する。②b

また、重大事故等対処設
備は、建屋内への設置又は
設計基準事故対処設備等及
び同じ機能を有する他の重
大事故等対処設備と位置的
分散を図り設置することに
より、設計基準事故対処設
備等の安全機能を損
なわぬようにするためにそ

b. 設計基準対象施設の
安全施設が竜巻に対して、
発電用原子炉施設の安全性
を確保するため必要な安
全機能を損なわぬよう、
安全施設が竜巻、設計竜巻及び設
計荷重を適切に設定し、以
下の事項に対して、対策を
行い、建屋による防護、構造
健全性の維持、代替設備の
確保等によって、安全機能
を損なわない設計とする。
また、安全施設は、設計荷
重による被及的影響によつ
て、安全機能を損なわない
設計とする。

a. 飛来物の衝突による施
設の貫通及び裏面剥離
b. 設計竜巻による風圧力
による荷重、気圧差による
衝撃荷重を組み合わせた設
計竜巻荷重並びにその他の
組合せ荷重（常時作用して
いる荷重、運転時荷重、竜巻
以外の自然現象による荷重
及び設計基準事故時荷重）
を適切に組み合わせた設計

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及しが係る影響範囲からの引用以外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）
黄色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則（前）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ セ）	設置許可申請書 添付書類（ハ セ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
更に、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。④a⑤なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。 ⑥ 【7条32】	更に、外部事象防護対象施設に対する安全防護対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び構造健全性の確保を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行ふこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	更に、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。④a⑤なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。 ⑥ 【7条32】	安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、資機材、車両等についでは、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対して、固定、固定又は防護すべき施設から離隔を実施する。 ③a③c	c. 竜巻による気圧の低下 d. 外気と繋がっている箇所への風の流入	c. 竜巻による気圧の低下 d. 外気と繋がっている箇所への風の流入	④a 引用元：P1	
(a) 影響評価における荷重の設定	構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。 ②b 【7条33】	構造強度評価においては、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。 ②b 【7条33】	風圧力による荷重及び圧差による荷重としては、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。 ② 飛来物の衝撃荷重としては、設置（変更）許可を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×高さ0.2m、質量135kg、飛来時の	竜巻による影響評価の対象施設として、外部事象防護対象施設は、設計荷重に対する必要がある施設のうち、設計強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻による影響評価の対象施設としては、「1.8.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」及び「1.8.2.1(4) 外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設」に示す施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。	竜巻による影響評価の対象施設として、外部事象防護対象施設は、設計荷重に対する必要がある施設のうち、設計強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。 竜巻による影響評価の対象施設としては、「1.8.2.1(3) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」及び「1.8.2.1(4) 外部事象防護対象施設等に及ぼし得る施設」に示す施設を、竜巻影響評価の対象施設とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及が該装置ハから引用以外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ■）	設置許可申請書 添付書類（ ■）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	水平速度46.6m/s、飛来時の 鉛直速度16.7～34.7m/s) よりも運動エネルギー又は貫通 力が大きな重大事故等対処 設備、資機材等は設置場所 及び障害物の有無を考慮 し、固傳、固定又は外部事象 防護対象施設等からの離隔 を実施すること、並びに車 両については入構管理及び 退避を実施することにより 飛来物とならない措置を講 じることから、設計飛来物 が衝突する場合の荷重を設 定することを基本とする。 更に、設計飛来物に加えて、 竜巻の影響を考慮する施設 の設置状況その他環境状況 を考慮し、評価に用いる飛 来物の衝突による荷重を設 定する。	水平速度46.6m/s、飛来時の 鉛直速度16.7～34.7m/s) よりも運動エネルギー又は貫通 力が大きな重大事故等対処 設備、資機材等は設置場所 及び障害物の有無を考慮 し、固傳、固定又は外部事象 防護対象施設等からの離隔 を実施すること、並びに車 両については入構管理及び 退避を実施することにより 飛来物とならない措置を講 じることから、設計飛来物 が衝突する場合の荷重を設 定することを基本とする。 更に、設計飛来物に加えて、 竜巻の影響を考慮する施設 の設置状況その他環境状況 を考慮し、評価に用いる飛 来物の衝突による荷重を設 定する。	外部事象防護対象施設等 の安全機能を損なわないよ うにするため、外部事象防 護対象施設等に影響を及ぼ す飛来物の発生防止対策を 実施するとともに、作用す る設計荷重に対する外部事 象防護対象施設の構造健全 性の維持、外部事象防護対 象施設を内包する区画の構 造健全性の確保若しくは飛 来物による損傷を考慮し て、代替設備により必要な 機能を確保すること、安全 上支障のない期間での修復 等の対応又はそれらを適切 に組み合わせた設計とす る。 ◇ 屋外に設置する外部事象 防護対象施設の構造健全性 の維持又は外部事象防護対 象施設を内包する区画の構 造健全性の確保において、 それらを防護するためには設 置する竜巻飛来物防護対策 設備は、竜巻防護ネット、防 護鋼板等から構成し、飛来	③a 引用元：P2			

②③a [7条 34]

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>
青色：設置更許可と本文及が係る審査報告の引用以外の記載	[様式-1～への履歴表（補足説明資料）]
茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■：前回指出時からの変更箇所	■：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 物から外部事象防護対象施設等を防護できる設計とする。③d）	設置許可申請書 添付書類（ 物から外部事象防護対象施設等を防護できる設計とする。③d）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		<p>なお、飛來した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛來物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備、資機材等については、その保管場所、設置場所及び障害物の有無を考慮し、外部門事象防護対象施設、飛來物の衝突により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置（以下「防護対策施設」という。）及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によつて、浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛來物とならない設計とする。③c</p> <p>重大事故等対処設備、資機材等の固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること、並びに車両については、入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>⑦⑧ 【7条 36】</p>	<p>（2）設計竜巻の設定③d</p> <p>「添付書類六.7.2 竜巻」において設定した基準竜巻の最大風速は 92m/s とする。</p> <p>設計竜巻の設定に際して、発電所は北東が太平洋に面し、三方を山及び森林に囲まれた狭隘な地形であり、地形効果による風の増幅について評価した結果、増幅を考慮する必要はないことを確認したが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速は 100m/s とする。</p> <p>（3）外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設③d</p> <p>外部事象防護対象施設等は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設は、外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる施設」という。）に内包され、外気と繋がつておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設（以下「外殻となる施設に内包され防護される施設</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p> <p>③c 引用元：P2</p> <p>⑧引用元：P35</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜開港ナシ資料＞
茶色：設置変更許可本文及び係統図から他の引用以外の記載	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （外気と繋がっている施設 を除く。）」といふ。）、設計竜 巻荷重の影響を受ける屋外 施設（以下「屋外施設」とい う。）、外殻となる施設内に内 包されるため、設計竜巻の 風圧力による荷重及び設計 飛来物による衝撃荷重の影 響から防護されるが、外氣 と繋がつており設計竜巻の 気圧差による荷重の影響を 受けける施設（以下「屋内の施 設で外気と繋がつている施 設」という。）及び外殻とな る施設に内包されるが設計 竜巻荷重の影響から防護が 期待できない施設（以下「外 殻となる施設による防護機 能が期待できない施設」と いふ。）に分類し、このうち、 外殻となる施設に内包され 防護される施設（外気と繋 がつてている施設を除く。）は 内包する建屋により防護す る設計とするところから、評 価対象施設は、屋外施設、屋 内の施設で外気と繋がつて いる施設及び外殻となる施 設による防護機能が期待で きない施設とし、以下によ うに抽出する。	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （外気と繋がっている施設 を除く。）」といふ。）、設計竜 巻荷重の影響を受ける屋外 施設（以下「屋外施設」とい う。）、外殻となる施設内に内 包されるため、設計竜巻の 風圧力による荷重及び設計 飛来物による衝撃荷重の影 響から防護されるが、外氣 と繋がつており設計竜巻の 気圧差による荷重の影響を 受けける施設（以下「屋内の施 設で外気と繋がつている施 設」という。）及び外殻とな る施設に内包されるが設計 竜巻荷重の影響から防護が 期待できない施設（以下「外 殻となる施設による防護機 能が期待できない施設」と いふ。）に分類し、このうち、 外殻となる施設に内包され 防護される施設（外気と繋 がつてている施設を除く。）は 内包する建屋により防護す る設計とするところから、評 価対象施設は、屋外施設、屋 内の施設で外気と繋がつて いる施設及び外殻となる施 設による防護機能が期待で きない施設とし、以下によ うに抽出する。	なお、外殻となる施設によ る防護機能が期待できない 施設については、 「1.8.2.1(3) a. 屋外施設」 のうち外部事象防護対象施 設を内包する区画の構造健

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及び付書類（ 基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、巻き取り装置の衝突等による開口部の開放及び開口部建具の貫通の観点から抽出する。</p> <p>a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。） (b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。） (c) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ (d) 復水貯蔵タンク (e) 非常用ガス処理系（屋外配管） (f) 排気筒 (g) 原子炉建屋 <p>以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>外部事象防護対象施設を内包する区画を、以下のとおり抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (h) タービン建屋（気体廃棄物処理設備エリニア排気放射線モニタ等を内包） (i) 制御建屋（中央制御室を内包） 		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料>		
青色：設置変更許可本文及び本規則に基づく方針（後）との対比	<開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要件リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に開港する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黒色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及ぼして安全機能を喪失さ せる可能性がある施設又は その施設の特定の区画とす る。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得る 施設としては、外部事象防 護対象施設等を除く構築 物、系統及び機器の中から、 外部事象防護対象施設等に 機械的影響を及ぼし得る施 設及び外部事象防護対象施 設に機械的影響を及ぼし得 る施設を以下のとおり抽出 する。 a . 外部事象防護対象施設 等に機械的影響を及ぼし得 る施設 外部事象防護対象施設等 に機械的影響を及ぼし得る 施設としては、施設の高さ と外部事象防護対象施設等 との距離を考慮して、倒壊 により外部事象防護対象施 設等を損傷させる可能性が ある施設を、外部事象防護 対象施設等に機械的影響を 及ぼし得る施設として抽出 する。 (a) 補助ボイラー建屋 (b) 1号炉制御建屋 (c) サイトパンカ建屋 (d) 海水ポンプ室門型クレ ーン b . 外部事象防護対象施設		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナシ資料>
茶色：設置変更可本文及が該当する場合からの引用以外の記載	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ に機能的影響を及ぼし得る 施設 外部事象防護対象施設に 機能的影響を及ぼし得る施 設としては、屋外にある外 部事象防護対象施設の附 属設備で、風圧力及び設計飛 来物の衝突等による損傷に より外部事象防護対象施設 の安全機能を損なわせる可 能性がある施設を、外部事 象防護対象施設に機能的影 響を及ぼし得る施設として 抽出する。 (a) 非常用ディーゼル発電 設備排気消音器及び高压炉 心スプレイ系ディーゼル発 電設備排気消音器（以下「非 常用ディーゼル発電設備 (高压炉心スプレイ系ディ ーゼル発電設備を含む。)」 排 氣消音器」という。） (b) 非常用ディーゼル発電 設備燃料タンクミスト配 管、非常用ディーゼル発電 設備燃料油ドレンタンク ミスト配管、非常用ディー ゼル発電設備機関ミスト配 管及び非常用ディーゼル發 電設備潤滑油サンブタンク ミスト配管、高压炉心スプレイ 系ディーゼル発電設備燃料油 ドレンタンクミスト配管、 高压炉心スプレイ系ディー	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ に機能的影響を及ぼし得る 施設 外部事象防護対象施設に 機能的影響を及ぼし得る施 設としては、屋外にある外 部事象防護対象施設の附 属設備で、風圧力及び設計飛 来物の衝突等による損傷に より外部事象防護対象施設 の安全機能を損なわせる可 能性がある施設を、外部事 象防護対象施設に機能的影 響を及ぼし得る施設として 抽出する。 (a) 非常用ディーゼル発電 設備排気消音器及び高压炉 心スプレイ系ディーゼル発 電設備排気消音器（以下「非 常用ディーゼル発電設備 (高压炉心スプレイ系ディ ーゼル発電設備を含む。)」 排 氣消音器」という。） (b) 非常用ディーゼル発電 設備燃料タンクミスト配 管、非常用ディーゼル発電 設備燃料油ドレンタンク ミスト配管、非常用ディー ゼル発電設備機関ミスト配 管及び非常用ディーゼル發 電設備潤滑油サンブタンク ミスト配管、高压炉心スプレイ 系ディーゼル発電設備燃料油 ドレンタンクミスト配管、 高压炉心スプレイ系ディー	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更可本文及が係る機器・構造物からの引用以外の記載	<開港ナレ資料>
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定機地に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■：前回指出時からの変更箇所	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ 添付書類（	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ 添付書類（
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ 添付書類（	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ 添付書類（

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）			から、砂利も設計飛来物とする。 第1.8.2-1 表に発電所における設計飛来物を示す。 飛来物の発生防止対策については、現地調査により抽出した飛来物や発電所に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材によるものよりも大きく、外部事象防護対象施設等を防護できない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等から離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。	(6) 荷重の組合せと許容限界	◎ 竜巻に対する防護設計を行っため、評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重の算出、設計竜巻荷重の組合せの設定、設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定及び許容限界について以下に示す。 a. 評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重と評価対象

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び添付申請書からの方針以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：前回指出時からの変更箇所</p>	<p>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠） ・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>別添-1）</p>
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>施設等に作用する荷重として「風圧力による荷重（W_w）」、「気圧差による荷重（W_p）」及び「設計飛来物による衝撃荷重（W_M）」を以下に示すとおり算出する。</p> <p>(a) 風圧力による荷重（W_w）</p> <p>設計竜巻の最大風速による荷重であり、「建築基準法施行令」（昭和25年11月16日政令第338号）、「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」及び建設省告示1454号（平成12年5月31日）に準拠して、次式のとおり算出する。</p> $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ <p>ここで、 W_w：風圧力による荷重 q：設計用速度圧 G：ガスト影響係数（＝1.0） C：風力係数（施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根・壁等）に応じて設定する。） A：施設の受圧面積 $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$</p> <p>ここで、 ρ：空気密度 V_D：設計竜巻の最大風速</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる評</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ■前回指出時からの変更箇所
--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ p）	設置許可申請書 添付書類（ p）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（b）気圧差による荷重（W _P ）	外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外壁、屋根等においては、設計図卷による気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力荷重が発生する。保守的に「閉じた施設」を想定し次式のとおり算出する。 $W_P = \Delta P_{max} \cdot A$ ここで、 W _P ：気圧差による荷重 ΔP_{max} ：最大気圧低下量 A：施設の受圧面積	（c）設計飛来物による衝撃荷重（W _M ） 飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計飛来物が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる向きで衝撃荷重を算出する。	b. 設計図卷荷重の組合せ評価対象施設等の設計に				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載	<開催ナシ資料>
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
赤色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
青色：設置許可本文	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
茶色：設置許可申請書	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：設置許可申請書	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：設置許可申請書	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：設置許可申請書	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈								

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開催ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及 び 設 計 方 針 と の 対 比 ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>i) 雷</p> <p>竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷擊であるため雷による荷重は発生しない。</p> <p>ii) 雪</p> <p>竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくいため、組合せを考慮しない。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。</p> <p>冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び係統重量物ハから引用以外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>iii) ひょう</p> <p>ひょうは、雑乱雲から降る直径5mm 以上の氷の粒⁽²⁾であり、仮に直径10cm 程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約0.5kg である。直径10cm 程度のひょうの終端速度は59m/s⁽³⁾、運動エネルギーは約0.9kJ であり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>iv) 降水</p> <p>竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設には荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>(c) 設計基準事故時荷重</p> <p>外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナシ資料>		
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）との対比	<開港ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料）		
茶色：設置変更許可本文及び添付書類（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針		
備考 ：前回指出時からの変更箇所			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及 び 付 書 類 ） （ 及 び 付 書 類 ）	設置許可申請書 添付書類（ 及 び 付 書 類 ） （ 及 び 付 書 類 ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
d. 許容限界	建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ）及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。 ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会及び土木学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会） ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類 系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚である貫通限界厚さと部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び該当箇所（ハから）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黒字：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 :前回指出時からの変更箇所
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線） 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黒字：前回指出時からの変更箇所）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本機械学会の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601－1987（日本電気協会） <p>(7) 評価対象施設等の防護設計方針⑥</p> <p>評価対象施設等の設計荷重に対する防護設計方針を以下に示す。</p> <p>a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻防護ネット等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による巻防護対策を講じる方針とする。 ①b</p> <p>(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>屋外の外部事象防護対象施設は、安全機能を損なわないよう、設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、要</p> <p>(a) 原子炉補機冷却海水ボンプ（配管、弁含む。）</p> <p>原子炉補機冷却海水ボンプ（配管、弁含む。）</p>		同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び技術基準書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置許可申請書（前）と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準実験リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） 【〇〇条〇〇】：前回指出時からの変更箇所
--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
求される機能を維持する設計とするることを基本とする。屋内の外部事象防護対象施設について、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構成強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。 ①b①c 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 ③【7条37】	求される機能を維持する設計とするることを基本とする。屋内の外部事象防護対象施設について、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構成強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。 ①b①c 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 ③【7条37】	求される機能を維持する設計とするることを基本とする。屋内の外部事象防護対象施設について、設計荷重に対して安全機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構成強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。 ①b①c 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 ③【7条37】	計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。 (b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。） 高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。 (b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。） 高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	①b 引用元：P18 ①c 引用元：P24 （重大事故等対処設備の竜巻に対する基本設計）	（重大事故等対処設備の竜巻に対する基本設計）	（重大事故等対処設備の竜巻に対する基本設計）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更新可本文及び改修申請書（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するため必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧に よる荷重に対し、 設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。 ⑦	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するため必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧に よる荷重に対し、 設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。 ⑦	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するため必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧に よる荷重に対し、 設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。 ⑦	発揮する設計とする。 また、屋外の重大事故等 対処設備は、その保管場所 及び設置場所を考慮し、外 部事象防護対象施設及び防 護対策施設に衝突し、外部 事象防護対象施設の機能に 影響を及ぼす可能性がある 場合には、浮き上がり若し くは横滑りを拘束すること により、飛来物とならない 設計とする。ただし、浮き上 がり又は横滑りを拘束する 車両の重大事故等対処設備 のうち、地震時の移動等を 考慮して地震後の機能を維 持する設備は、重大事故等 に対処するため必要な機 能を損なわないよう、余長 を有する固縛で拘束する。 屋内の重大事故等対処設 備は、竜巻による風圧に よる荷重に対し、 設計基準 事故対処設備等の安全機能 と同時に重大事故等に対処 するために必要な機能を損 なわないよう、重大事故 等対処設備を内包する施設 により防護する設計とする ことを基本とする。 ⑦	(d) 復水貯蔵タンク 復水貯蔵タンクは、風圧力 による荷重、気圧差荷重及 び設備に常時作用する荷重 に対して構造健全性が維持 され、安全機能を損なわな い設計とする。設計飛来物 の衝突により、復水貯蔵タ ンクの部材が損傷したとし ても、安全機能を損なわな い設計とする。	(d) 復水貯蔵タンク 復水貯蔵タンクは、風圧力 による荷重、気圧差荷重及 び設備に常時作用する荷重 に対して構造健全性が維持 され、安全機能を損なわな い設計とする。設計飛来物 の衝突により、復水貯蔵タ ンクの部材が損傷したとし ても、安全機能を損なわな い設計とする。	(e) 非常用ガス処理系（屋 外配管） 非常用ガス処理系の屋外 配管は、設計飛来物の衝突 により貫通することを考慮 しても、閉塞することはな く、非常用ガス処理系の排 気機能が維持される設計と する。さらに、非常用ガス処 理系の屋外配管は開かれた 構造物であり気圧差荷重も 作用しないことから、風圧 による荷重及び非常用ガ	防護措置として設置する 防護対策施設としては、竜 巻防護ネット（ネット（金網 部）（硬鋼線材：線径 φ 4mm, 網目寸法 50mm 及び 40mm）,

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及が該系施設（後）の引用以外の記載 茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	<開催ナシ資料> <様式-1への履歴表（補足説明資料）> <技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）> <技術基準規則リスト（前回指出時からの変更箇所 別添-1）>
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
防護板（炭素鋼：板厚8mm以上）及び支持部材により構成する。）及び電巻防護鋼板（防護鋼板（炭素鋼：板厚8mm以上）及び架構により構成する。）を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。	（f）排気筒 排気筒の筒身については、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、閉塞することはなく、排気筒の排気機能が維持される設計とする。さらに、排気筒は開かれた構造物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧力による荷重及び排気筒に常に作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。	（g）原子炉建屋 原子炉建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物の衝撃荷重及び常に作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計とする。	③d 【7条39】	外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については、設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを基本となる。飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突し、その機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置を講	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	様式-1～7への履歴表（補足説明資料）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料>
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<開催する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明等付） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則方針（後）との対比
茶色：設置許可申請書（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（前）と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比	別添-1 ・技術基準規則方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
①③⑦ 【7条40】	また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。	また、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、設計荷重により、機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なう可能性があるが、開放又は貫通した場合は、速やかにプラントを停止し、補修を実施することで安全機能を損なわない設計とする。	による気圧低下による開放及び設計飛来物の貫通により、原子炉建屋原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能を損なう可能性があるが、開放又は貫通した場合は、速やかにプラントを停止し、補修を実施することで安全機能を損なわない設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	また、原子炉建屋は外部事象防護対象施設を内包する建屋でもあるため、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>
①⑤⑦ 【7条41】	(h) タービン建屋及び制御建屋					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び改修申請書へからの引用以外の記載 茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■ : 前回指図時からの変更箇所	【〇〇条例】開通する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開通する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に開通する説明書 別添-1） ■ : 前回指図時からの変更箇所	物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	(1) 軽油タンク室及び軽油 タンク室（H） 軽油タンク室及び軽油タ ンク室（H）は、地下埋設さ れており風圧力による荷重 は作用しないことから、氣 圧差による荷重及び施設に 常時作用する荷重に対し て、構造健全性が維持され, 安全機能を損なわない設計 とする。また、ビット頂版 (鉄筋コンクリート造)は 設計飛来物による衝撃荷重 に対して、構造健全性が維 持され、安全機能を損なわ ない設計とし、ハッチ（鋼 製）は設計飛来物の衝突に おいても貫通せず、変形に 留まる設計とすることで、 軽油タンクA系、軽油タン クB系及び軽油タンクHP CS系等の安全機能を損な			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更可本文及び技術基準方針（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の対比
赤色：設置変更可本文及び技術基準方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
青色：設置変更可本文及び技術基準方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
青色：設置変更可本文及び技術基準方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）	・技術基準規則と基本設計方針の対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ わない設計とする。）	設置許可申請書 （ b. 屋内の施設で外気と繋 がつている施設 外殻となる施設に内包さ れ防護される外部事象防護 対象施設のうち、外気と繋 がつている施設は、設計荷 重に対して、 <u>安全機能</u> が維 持される <u>設計</u> とし、必要に 応じて施設の補強、防護鋼 板の設置等の竜巻飛来物防 護対策設備又は運用による 竜巻防護対策を講じる方針 とする。 ①c	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ わない設計とする。）	(a) 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系及び原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。 原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の竜巻防護対策を行なう原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛来物による衝	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 黒色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ピンク色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 桂色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比 ブラック色：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> <様式-1への履歴表（補足説明資料）> ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （原子炉建屋原子炉棟換換気 空調系）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>（b）原子炉棟給排氣隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）は、原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝擊荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び原子炉棟給排氣隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（c）軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系（燃料移送ポンプ等含む。）は、地下埋設されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び原子炉棟給排氣隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換換気空調系）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び係統重量軽減（から）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及び係統重量軽減（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ シナリオ）	設置許可申請書 及び基本設計方針（後） との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ シナリオ）	c. 外殻となる施設による 防護機能が期待できない施 設 外殻となる施設による防 護機能が期待できない施 設は、設計荷重に対して、安全 機能が維持される設計と し、必要に応じて開口部建 具の補強等、防護鋼板の設 置等の竜巻飛来物防護対策 設備又は運用による竜巻防 護対策を講じる方針とす る。 (a) 原子炉補機機室換気空調 系	しないことから、気圧差に よる荷重及び設備に常に常時作 用する荷重に対して、構 造健全性が維持され安全機能 を損なわない設計とする。	原子炉補機機室換気空調系 は、設計飛来物の衝突によ り、開口部建具に貫通が発 生することを考慮し、防護 鋼板等で開口部建具の竜巻 防護対策を行うことによ り、原子炉補機機室換気空調 系への設計飛来物の衝突を 防止し、風圧力による荷重、 気圧差による荷重及び原子 炉補機機室換気空調系に常に常 時作用する荷重に対して、構 造健全性が維持され、安全 機能を損なわない設計とす る。	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更可と本文及び添付書類（後）との対比	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a. 外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得 る施設 外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得 る施設については、設計荷重 による影響を受ける場合に おいても外部事象防護対象 施設等に影響を及ぼさない よう、必要に応じて施設の 補強、竜巻飛来物防護対策 設備又は運用による巻き戻 護対策を実施することによ り、外部事象防護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ボイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン カ建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 屋は、風圧力による荷重、氣 圧差による荷重、設計飛來 物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影 響を及ぼさない設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	d. 外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得 る施設 外部事象防護対象施設等 に波及的影響を及ぼし得 る施設については、設計荷重 による影響を受ける場合に おいても外部事象防護対象 施設等に影響を及ぼさない よう、必要に応じて施設の 補強、竜巻飛来物防護対策 設備又は運用による巻き戻 護対策を実施することによ り、外部事象防護対象施設 等の安全機能を損なわない 設計とする。 (a) 補助ボイラー建屋、1 号炉制御建屋、サイトバン カ建屋 補助ボイラー建屋、1号炉 制御建屋、サイトバンカ建 屋は、風圧力による荷重、氣 圧差による荷重、設計飛來 物による衝撃荷重及び自重 等の常時作用する荷重に対 して、倒壊により外部事象 防護対象施設等へ波及的影 響を及ぼさない設計とする。	(b) 海水ポンプ室門型クレー ン 海水ポンプ室門型クレー ンは、竜巻の襲来が予想さ れる場合には、運転を中止 し、停留位置に固定するこ とにより、風圧力による荷	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び係統重量（から）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （c）非常用ディーゼル発電 設備（高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。）排気消音器 非常用ディーゼル発電設 備（高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含む。） 排気消音器は、設計飛来物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディ ーゼル発電設備（高压炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。）排気消音器が 閉塞することがなく、ディ ーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備（高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。）排気消音器が風圧力に による荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高 压炉心スプレイ系ディーゼ ル発電機（以下「非常用ディ ーゼル発電機（高压炉心ス
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （c）非常用ディーゼル発電 設備（高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。）排気消音器 非常用ディーゼル発電設 備（高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含む。） 排気消音器は、設計飛来物 の衝突により貫通すること を考慮しても、非常用ディ ーゼル発電設備（高压炉心 スプレイ系ディーゼル発電 設備を含む。）排気消音器が 閉塞することがなく、ディ ーゼル発電機の機能等が維 持される設計とする。さら に、非常用ディーゼル発電 設備（高压炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備を含 む。）排気消音器が風圧力に による荷重、気圧差による荷 重及び自重等の常時作用す る荷重に対して、構造健全 性を維持し、安全機能を損 なわない設計とし、外部事 象防護対象施設である非常 用ディーゼル発電機及び高 压炉心スプレイ系ディーゼ ル発電機（以下「非常用ディ ーゼル発電機（高压炉心ス

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（巻）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び本規則付録八からの引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハイゼル発電機を含む。）	設置許可申請書 添付書類（ハイゼル発電機を含む。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						(d) 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能等が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管に常に作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則、基本設計方針、技術基準規則と基本設計方針の変更箇所	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への属関表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ;前回指出時からの変更箇所
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ む。）に機能的影響を及ぼさ ない設計とする。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>(e) 軽油タンクA系ペント配管、軽油タンクB系ペント配管、軽油タンクH P C S系ペント配管 軽油タンクA系ペント配管、軽油タンクB系ペント配管及び軽油タンクH P C S系ペント配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、配管が閉塞することがなく、軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクH P C S系の機能が維持される設計とする。</p> <p>さらに、軽油タンクA系ペント配管、軽油タンクB系ペント配管及び軽油タンクH P C S系ペント配管は風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクH P C S系に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>以上の評価対象施設等の防護設計を考慮して、設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等を第1.8.2-2表に、外部事象</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開港ナレ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 評価⑥）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ の対比）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>（8）竜巻随伴事象に対する評価</p> <p>竜巻隨伴事象として、過去の竜巻被害事例及び発電所の施設の配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失④cを抽出し、事象が発生する場合においても、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 火災</p> <p>竜巻隨伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。</p> <p>建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している区画の開</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	絞られる設計とする。更に、 竜巻随伴による外部電源喪失に対しては、ディーゼル 発電機による電源供給が可能な設計とする。 ④b④c 【7条42】	口部には防護鋼板等の飛来物防護対策を行うことを考慮すると飛来物が到達することはないことから、設計により建屋内に火災が発生することはなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。 建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。 火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.8.9 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。 以上より、竜巻随伴事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	④b 引用元：P1 ④c 引用元：P31	b. 溢水 竜巻随伴事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。 外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>護对象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している建屋の開口部には、防護鋼板設置等の飛来物防護対策を行うことを考慮すると、飛来物が到達することはないことから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p> <p>建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計をしていることから、竜巻時事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p> <p>以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>		

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び本規則からの引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
	：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 <small>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準実験リスト（設定概要に關する説明書 別添-1） ・前回指出時からの変更箇所</small>	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準実験リスト（設定概要に關する説明書 別添-1）
---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
c. 外部電源喪失	設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対して非常用ディーゼル発電機（高圧恒心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。				1.8.2.2 手順等⑦	<p>竜巻に対する防護について は、竜巻に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順等を定める。</p> <p>(1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等について は、固定、固定、<u>外部事象防護対象施設等から離隔、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定め</u></p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ル）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				⑧ (2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来について、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。⑦		

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（ハル）の引用以外の記載	<開港ナレ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	■前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムによる損傷の防止（火山）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈 (外部からの衝撃による損傷の防止) (火山の影響)	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(火 山の影響)	設置許可申請書 添付書類(火 山の影響)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
第七条 設計基準対象施設 (兼用キャスクを除く。)によりそ の安全性能を損なうおそれが ある場合は、防護措置、基礎 地盤の改良その他の適切な 措置を講じなければならない い。 ①②③	ロ 発電用原子炉施設の一 般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設 は、(1) 耐震構造、(2) 耐津 波構造に加え、以下の基本 の方針のもとに安全設計を行 う。 a. 設計基準対象施設 (a-7) 火山の影響 b. 火山 外部事象防護対象施設設 は、発電所の運用期間中に おいて発電所の安全性に影 響を及ぼし得る火山事象と して設置(変更)許可を受け た降下火砕物の特性を設定 し、その降下火砕物が発生 した場合においても、外部 事象防護対象施設が安全機 能を損なうおそれがない設 計とする。 ① a [7条43]	第七条 設計基準対象施設 (兼用キャスクを除く。)によりそ の安全性能を損なうおそれが ある場合は、防護措置、基礎 地盤の改良その他の適切な 措置を講じなければならない い。 ①②③	—	1. 安全設計 1.8 外部からの衝撃による 損傷の防止に関する基本方 針 1.8.7 火山防護に関する基 本方針 1.8.7.1 設計方針 (1) 火山事象に対する設計 の基本方針① 安全施設は、火山事象に 対して、発電用原子炉施設 の安全性を確保するために 必要な機能を損なわない設 計とする。このため、「添付 書類六.7.1 火山」で評価し 抽出された発電所に影響を 及ぼし得る火山事象である 下火砕物②b (湿潤状態) の降 下、密度 0.7 g/cm^3 (乾燥状態) $\sim 1.5 \text{ g/cm}^3$ (湿潤状態) の降 下火砕物②b に対し、以下の ような設計とすることによ り降下火砕物による直接的 影響に対し③a て機能維持 すること若しくは降下火砕 物による損傷を考慮して、 代替設備により必要な機能 を確保すること、安全上支 障のない期間での修復等の 対応又はそれらを適切に組 み合わせることで、その安 全機能を損なわない設計と する。① ② 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台 風、巻き、降水、積雪、凍結、 落雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。	火山に関する記載はすべて 追加要求のため、変更後の みに記載する。	原予炉冷却系統施設(共通) 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)	原予炉冷却系統施設(共通) 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)	原予炉冷却系統施設(共通) 2.3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)
【解釈】 1 第1項に規定する「想定 される自然現象」には、台 風、巻き、降水、積雪、凍結、 落雷、火山事象、生物学的事 象、森林火災等を含む。	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	重大事故等対処設備は、 建屋内への設置又は設計基 準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備と位置的分散を 図り設置することにより、 設計基準事故対処設備等の 安全機能と同時にその機能 を損なわない設計とする。 ⑤ なお、定期的に新知見の 確認を行い、新知見が得ら れた場合に評価することを 保安規定に定めて管理す	

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
<開車寸法資料>
・様式-1への履歴表（補足説明資料）
・技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針(前)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
黄色：前回指出からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及が該当する影響（後）の引用以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料></p> <p>・様式-1への展開表（補足説明等付）</p> <p>・技術基準実験リスト（設定概要に關する説明書 別添-1）</p> <p>・技術基準実験装置（前回提出時からの変更箇所</p>
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 御系に対する機械的影響 (閉塞)）に対して降下火碎物 が侵入しにくい設計とする。	設置許可申請書 （2）降下火碎物の設計条件 a. 設計条件の検討・設定 発電所の敷地において考慮 する火山事象は、「添付書類 六.7.1火山」に示すとおり 降下火碎物のみである。 降下火碎物の層厚は、降 下火碎物の分布状況、シミ ュレーション及び分布事例 による検討結果から総合的 に判断し、保守的に15cmと 設定する。なお、鉛直荷重に おける平均的な積雪量を 踏まえて設定する。◆ は、文部省調査、地質調査及び 降下火碎物シミュレーション の結果を踏まえ、粒径2 mm以下、密度0.7g/cm ³ （乾 燥状態）～1.5g/cm ³ （湿潤状態） と設定する。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
④ 【7条44】	(a) 防護設計における降 下火碎物の特性の設定 は、設置（変更）許可を受け た層厚15cm、粒径2mm以下、 密度0.7g/cm ³ （乾燥状態）～ 1.5g/cm ³ （湿潤状態）と設定 する。 ②b 【7条45】	（b）降下火碎物に対する 防護対策 降下火碎物の影響を考慮 する施設は、降下火碎物に よる「直接的影響」及び「間 接的影響」に対して、以下の 適切な防護措置を講じること で安全機能を損なうおそ れがない設計とする。 ③a 【7条46】	（3）評価対象施設等の抽出 ④	・発電所周辺の大気汚染③u に対して中央制御室換気空 調系は降下火碎物が侵入し にくく、さらに外気を遮断 できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の 盤の蛇縄低下に対して空気 を取り込む機構を有する計 測制御用電源設備（無停電 電源装置）及び非常用所内 電気設備（所内低圧系統）の 設置場所の非常用換気空調 系は降下火碎物が侵入しに くい設計とすること③x ・降下火碎物による静的負 荷や腐食等の影響に対し て、降下火碎物の除去や非 常用換気空調系外気取入口 のバグフィルタの取替え若	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	②b 引用元：P1 ③a 引用元：P1	
				外部事象防護対象施設等の うち、屋内設備は外観とな る建屋により防護する設計 とし、評価対象施設を、建 屋、屋外に設置されている 施設、降下火碎物を含む海			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 ■■：前回指出時からの変更箇所	しくは清掃又は換気空調系の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードへの切替えの実施により安全機能を損なわない設計とすること ②(③v, ③w 重複) さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するため必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。 ③z	水の流路となる施設、降下火砕物を含む空気の流路となる施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設に分類し抽出する。また、評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及の影響を及ぼし得る施設を評価対象施設等といいう。 上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降下火砕物により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。	a. 建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・制御建屋	b. 屋外に設置されている施設 ・海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ） ・海水ストレーナ（高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ） ・排気筒 ・非常用ガス処理系（屋外配管） ・復水貯蔵タンク ・軽油タンク室 ・軽油タンク室（H）		

【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
<開催する資料>
・様式-1への属する
・技術基準規則リスト（設定概要）
・技術基準規則（前）
・技術基準規則（後）
■：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） 【〇〇条〇〇】：前回指出時からの変更箇所</p>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>c. 降下火碎物を含む海水の流路となる施設 •海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）</p> <p>•海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備</p> <p>d. 降下火碎物を含む空気の流路となる施設 •非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） •非常用換気空調系（外気取り入口）のうち中央制御室換気空調系 •非常用換気空調系（外気取り入口）のうち計測制御電源室換気空調系 •非常用換気空調系（外気取り入口）のうち原子炉補機室換気空調系 •排気筒 •非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>e. 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 •計測制御用電源設備（無停電電源装置） •非常用所内電気設備（所内</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及び係統圖面からの引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
赤色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ 低圧系統）	設置許可申請書 添付書類（ハ 低圧系統）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>f. 降下火砕物の影響を受ける施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼしうる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排氣消音器及び排氣管（以下「非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排氣消音器及び排氣管」という。） ・海水取水設備（余塙装置）上記により抽出出した評価対象施設等を第1.8.7-1表に示す。 <p>(4) 降下火砕物による影響の選定</p> <p>降下火砕物の特徴及び評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して、降下火砕物が直接及ぼす影響（以下「直接的影響」という。）とそれ以外の影響（以下「間接的影響」という。）を選定する。</p> <p>a. 降下火砕物の特徴 各種文献の調査結果より、降下火砕物は以下の特徴を有する。</p> <p>(a) 火山ガラス片、鉱物結</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ 設置許可申請書 基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>晶片から成る⁽¹⁾。ただし、火山ガラス片は砂よりもろく硬度は低く⁽²⁾、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である⁽³⁾⁽⁴⁾。</p> <p>(b) 硫酸等を含む腐食性のガス（以下「腐食性ガス」という。）が付着している⁽¹⁾。</p> <p>ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない⁽⁵⁾。</p> <p>(c) 水に濡れると導電性を生じる⁽¹⁾。</p> <p>(d) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する⁽¹⁾。</p> <p>(e) 降下火砕物粒子の融点は約1,000°Cであり、一般的な砂に比べ低い⁽¹⁾。</p> <p>b. 直接的影響</p> <p>降下火砕物の特徴から直接的影響の要因となる荷重、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下を抽出し、評価対象施設等の構造や設置状況等を考慮して直接的な影響因子を以下のとおり選定する。</p> <p>(a) 荷重</p> <p>「荷重」について考慮すべき影響因子は、建屋及び屋外施設の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」及び建屋及び屋外施設に対し降灰時に衝</p>		

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
■前回指出時からの変更箇所

【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
・様式-1への履歴表（補足説明資料）
・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 擊を与える「粒子の衝突」で ある。 評価に当たっては以下の 荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常に 作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用す る荷重として、自重等の常 時作用する荷重、内圧等の 運転時荷重を適切に組み合 わせる。 ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象 施設に大きな影響を及ぼす おそれがあると想定される 自然現象により当該外部事 象防護対象施設に作用する 衝撃及び設計基準事故時に 生ずる応力を、それぞれの 因果関係及び時間的変化を 考慮して、適切に組み合わ せて設計する。 iii) その他の自然現象の影 響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考 慮すべき火山以外の自然現 象は、荷重の影響において 風（台風）及び積雪であり、 降下火砕物の荷重と適切に 組み合わせる。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 擊を与える「粒子の衝突」で ある。 評価に当たっては以下の 荷重の組合せを考慮する。 i) 評価対象施設等に常に 作用する荷重、運転時荷重 評価対象施設等に作用す る荷重として、自重等の常 時作用する荷重、内圧等の 運転時荷重を適切に組み合 わせる。 ii) 設計基準事故時荷重 外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象 施設に大きな影響を及ぼす おそれがあると想定される 自然現象により当該外部事 象防護対象施設に作用する 衝撃及び設計基準事故時に 生ずる応力を、それぞれの 因果関係及び時間的変化を 考慮して、適切に組み合わ せて設計する。 iii) その他の自然現象の影 響を考慮した荷重の組合せ 降下火砕物と組合せを考 慮すべき火山以外の自然現 象は、荷重の影響において 風（台風）及び積雪であり、 降下火砕物の荷重と適切に 組み合わせる。	(b) 閉塞 「閉塞」について考慮す べき影響因子は、降下火砕 物を含む海水が流路の狭隘 部等を閉塞させる「水循環	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナシ資料>
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	・様式-1への属間表（補足説明資料）
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針と の対比）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

- (c) 摩耗
 「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物を含む空気が機器の狭隘部や換気系の流路を開塞させる「換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響（閉塞）」である。
- (d) 腐食
 「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物に付着した腐食性ガスにより建屋及び屋外施設の外側を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」及び海水に溶出した腐食性成分により海水管等を腐食させる「水循環系の化学的影響（腐食）」である。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>(e) 大気汚染 「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が運転員の常駐する中央制御室内に侵入することによる居住性の劣化及び降下火砕物の除去、屋外施設の点検等、屋外における作業環境を劣化させる「発電所周辺の大気汚染」である。</p> <p>(f) 水質汚染 「水質汚染」については、給水原である河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、発電所では給水処理設備により水処理した給水を使用しており、降下火砕物の影響を受けた河川水を直接給水として使用しないこと、また水質管理を行っていることから、安全施設の安全機能には影響しない。</p>	
					<p>(g) 絶縁低下 「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、湿った降下火砕物が、電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。</p> <p>c. 間接的影響</p>	

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 背色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 ピンク色：前回指出時からの変更箇所

【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <開催ナシ資料>
 ・様式-1への履歴表（補足説明資料）
 ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及しが係る影響（ハから）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a セス制限 降下火砕物によって発電所に間接的な影響を及ぼす因子は、湿った降下火砕物が送電線の碍子、開閉所の充電露出部等に付着し絶縁低下を生じさせることによる広範囲にわたる送電網の損傷に伴う「外部電源喪失」及び降下火砕物が道路上に堆積することによる交通の途絶に伴う「アクセス制限」である。	設置許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
イ. 直接的影響に対する 設計方針③b	(イ) 構造物への荷重 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。③	(イ) 構造物への荷重 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。③	(イ) 構造物への荷重 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。③	(5) 降下火砕物の直接的影響に対する設計③b 直接的影響については、評価対象施設等の構造や設置状況等（形状、機能、外気吸入口や海水通水の有無）を考慮し、想定される各影響因子に対し、影響を受ける各評価対象施設等が安全機能を損なわない以下の設計とする。 a. 降下火砕物による荷重に対する設計⑤ (a) 構造物への静的負荷評価対象施設等のうち、構造物への静的負荷を考慮すべき施設は、降下火砕物が堆積する以下の施設である。 ・建屋 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置更新可本文及が該系統に影響する機器からの引用以外の記載 茶色：設置更新規則と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式－1への属関表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（別添書類） ;前回指出時からの変更箇所
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、復水貯藏タンク、燃料タンク室、軽油タンク室（H） ・屋外に設置されている施設 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ）、復水貯藏タンク、燃料タンク室、軽油タンク室（H） ・降下火砕物の影響を受け る施設であって、その停止等により、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 非常用ディーゼル発電設備（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備及び排気管 当該施設の許容荷重が、 降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わ ず安全機能を損なわない設 計とする。若しくは、降下火 砕物が堆積しにくい又は直 接堆積しない構造とするこ とで、外部事象防護対象施 設の安全機能を損なわない 設計とする。 評価対象施設等の建屋に おいては、「建築基準法」に おける一般地域の積雪の荷 重の考え方方に準拠し、降下 火砕物の除去を行ふことから、降下火砕物によ る荷重を短期に生じる荷重	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
③ 【7条47】	なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 ③⑥a 【7条48】	屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的な荷重により機能を損なわぬよう、降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物による荷重により機能を損なわぬよう、降下火砕物を適宜除去することにより、 設計基準事故対処設備等 の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 なお、降下火砕物により必要な機能を損なうおそれがないよう屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。	③ ③⑥a	⑥a 引用元：P23 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり (降下火砕物に対する重大事故等対処設備の設計)		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明等付） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ・技術基準規則（前回指出時からの変更箇所）
---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ⑥b引用元：P23 として扱う。また、降下火碎物による荷重と他の荷重を組み合せた状態に対応する許容限界は次のとおりとする。 ・原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋 原子炉建屋、タービン建屋および制御建屋は、各建屋の屋根スラブにおける「建築基準法」の短期許容応力度を許容限界とする。 ・建屋を除く評価対象施設等 等）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	i. 水循環系の閉塞 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火碎物を含む海水の流路となる施設については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火碎物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。 ③c③d 【7条50】	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ②c引用元：P1 ③d引用元：P15	
ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（閉塞）③e	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、非常用ディーゼル発電機（高圧廻心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーを設置し、下側から吸い込む構造とするにより、降下火碎物が流路に侵入しにくく、設計とする。排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は、 排気筒の排気により降下火碎物を侵入し難くする ことで排気流路が閉塞しない設計とする。③f また、外気を取り入れる	許容応力を「原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会）」等に準拠する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ③e引用元：P1 ③f引用元：P15	(b) 粒子の衝突 評価対象施設等のうち、建屋及び屋外施設は、「粒子の衝突」に対して、「1.8.2 竜巻防護に關する基本方針」に基づく設計によって、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	b. 降下火碎物による荷重以外に對する設計 降下火碎物による荷重以外の影響は、構造物への化學的影響（腐食）、水循環系の閉塞、内部における摩耗及び化學的影響（腐食）、電気系及び計測制御系に対する影響である。	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び技術基準書類（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及び技術基準書類（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	非常用換気空調系（外気取入口）及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル）の空気の流路にそれぞれバグフイルタを設置することにより、フィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、更に降下火砕物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 ③g	非常用換気空調系（外気取入口）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、フィルタを通じた小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 ③h	外気取入口から降下火砕物の侵入に対する設計については、「c. 外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計」に示す。 (a) 構造物への化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、構造物への化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、降下火砕物の直接的な付着による影響が考えられる以下の施設である。	外気取入口から降下火砕物の侵入に対する設計は、降下火砕物の侵入に対する設計に示す。	外気取入口から降下火砕物の侵入に対する設計は、降下火砕物の侵入に対する設計に示す。	外気取入口から降下火砕物の侵入に対する設計は、降下火砕物の侵入に対する設計に示す。	③f 引用元：P19

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	<開車ナット資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ザゼル発電設備を含む。）排 気消音器及び排気管 金属腐食研究の結果よ り、降下火砕物に含まれる 腐食性ガスによって直ちに 金属腐食を生じないが、外 装の塗装等によつて短期で の腐食により、外部事象防 護対象施設の安全機能を損 なわない設計とする。なお、 降灰後の長期的な腐食の影 響については、日常保守管 理等により、状況に応じて 補修が可能な設計とする。 ⑦a, ⑦b 引用元：P24	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（ハ） i. 水循環系の内部における摩耗③h	停止又は事故時運転モードへ切替えることを保安規定に定めて管理する。 ③⑦a 【7条51】	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗に及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部における摩耗についでは、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ③j 【7条52】	評価対象施設等のうち、水循環系の開塞、内部における摩耗及び化学的影響（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む海水の流路となる施設海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ、高压炉心スフレイ補機冷却海水ポンプ）、海水ストレーナ（原子炉補機冷却海水系ストレーナ、高压炉心スフレイ補機冷却海水系ストレーナ）及び下流設備	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ③h 引用元：P15	③j 引用元：P15	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ③k 引用元：P2
ii. 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）③k	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系、電気系及び計測制御系の施設に					同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり ③k 引用元：P2

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠地図）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （付番及び下線）））	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （付番及び下線）））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(二) 腐食							
i. 構造物の化学的影响 (腐食) ③l	については、落下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、落下火砕物が侵入しにくい構造とすること又は摩耗しにくい材料を使用することにより、摩耗しにくい設計とする。 なお、摩耗が進展しないようバグフィルタの取替え又は清掃すること等を保安規定に定めて管理する。 ③⑦b 【7条53】	落下火砕物は粘土質ではないことから水中で固まり閉塞することはないが、当該施設について、落下火砕物の粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、海水の水流路となる施設が閉塞しない設計とする。 内部における摩耗について、主要な落下火砕物は砂と同等又は砂より硬度が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設については、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 落下火砕物に及ぼす影響について、金属腐食研究の結果より、落下火砕物によって直ちに金属腐食を生じないが、腐食性のある材料の使用や塗装の実施③p等により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修可能な設計とする。	⑦b 引用元：P24 ③l 引用元：P2 ③o③q ③n 引用元：P2	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（設定期間）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前回提出時からの変更箇所）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及び化學的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、 電気系及び計測制御系に対 する機械的影响（閉塞）及び 化学的影响（腐食）を考慮す べき施設は、以下の施設で ある。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
備について、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施し建屋内に設置する設計とする。 ^⑤ 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対して、設計基準事故と同時に対応する安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ^⑤ なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 ^{⑤⑥c} 【7条 55】	備について、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施し建屋内に設置する設計とする。 ^⑤ 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対して、設計基準事故と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ^⑤ なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 ^{⑤⑥c} 【7条 55】	備について、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施し建屋内に設置する設計とする。 ^⑤ 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対して、設計基準事故と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ^⑤ なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 ^{⑤⑥c} 【7条 55】	備について、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施し建屋内に設置する設計とする。 ^⑤ 屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去することにより、降下火砕物による腐食に対して、設計基準事故と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ^⑤ なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。 ^{⑤⑥c} 【7条 55】	及び化學的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、 電気系及び計測制御系に対 する機械的影响（閉塞）及び 化学的影响（腐食）を考慮す べき施設は、以下の施設で ある。 ・屋外に設置されている施 設 海水ポンプ（原子炉補機機冷 却海水ポンプ、高压炉心ス プレイ補機冷却海水ポン プ） 機械的影响（閉塞）につい ては、海水ポンプ（原子炉補 機冷却海水ポンプ、高压炉 心スプレイ補機冷却海水ポン プ）の電動機本体は外気 と遮断された全閉構造、原 子炉補機冷却海水ポンプ電 動機の空気冷却器の冷却管 内径及び高压炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ電動機 の冷却流路は降下火砕物粒 径以上幅を設ける構造と することにより、機械的影 響（閉塞）により外部事象防 護対象施設の安全機能を損 なわない設計とする。 ^④ 化学的影响（腐食）につい ては、金属腐食研究の結果 より、降下火砕物によつて 直ちに金属腐食を生じない が、耐食性のある材料の使 用や塗装の実施 ^{③s} 等によ つて、腐食により外部事象 防護対象施設の安全機能を	③o 引用元：P15 ③m 引用元：P23 ③m 引用元：P2	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への属間表（補足説明書） ・技術基準規則（設定期間） ・技術基準規則（前回提出時からの変更箇所）
水循環系の化學的影响（腐食） ^{③m} 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装等を実施することにより、降下火砕物による短期間的な腐食による差異あり						同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及が係る影響（から）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	別添-1
黒色：技術基準規則と基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	別添-2
■：前回指出時からの変更箇所	別添-3

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	発生しない設計とする。 ③p なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 ③q 【7条56】	発生しない設計とする。 ③p なお、長期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 ③t (d) 絶縁低下及び化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影响（腐食）を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設 計測制御用電源設備（無停電電源装置）、非常用所内電気設備（所内低正系統） 当該施設の設置場所は原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源室換気空調系にて空調管埋されており、本換気空調系の外気取入口にはバグフィルタを設置していることから、仮に室内に侵入した場合でも落下火砕物は微量であり、粒径は極めて細かな粒子である。 ③y	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、落下火砕物を含む空気の流路となる換気系、電気系及び計測制御系の施設については、落下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、落下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。 ③s なお、长期的な腐食の影響については、日常保守管理等により、状況に応じて補修が可能な設計とする。 ③t 【7条57】	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、中央制御室換気空調系については、落下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有することにより、落下火砕物の付着に伴う絶縁低下及び化学的影响（腐食）による影響を防止し、計測制御用電源設備（無停電電源装置），同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	③p 引用元：P15 ③q 引用元：P15 ③r 引用元：P2 ③s 引用元：P16 ③u 引用元：P2	
	（示） 発電所周辺の大気汚染 ③u	（示） 発電所周辺の大気汚染 ③y				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文
<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への属用表（補足説明資料） ・技術基準要求事器リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ・前回指出時からの変更箇所</p>	<p>火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火碎物が中央制御室に侵入しにくいためである。 また、中央制御室換気空調系においては、外気吸入ダンパの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火碎物の侵入を防止する。更に外気取入れ遮断時ににおいて、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。</p> <p>⑦c⑦d 【7条58】</p> <p>(一) 絶縁低下 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、空気を取り込む機構を有する電気系及び計測制御系の盤については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換</p>	<p>火碎物に對し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、降下火碎物が中央制御室に侵入しにくいためである。 また、中央制御室換気空調系においては、外気吸入ダンパの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火碎物の侵入を防止する。更に外気取入れ遮断時ににおいて、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。</p> <p>なお、降下火碎物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。</p> <p>⑦c⑦d 【7条58】</p> <p>(一) 絶縁低下 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、空気を取り込む機構を有する電気系及び計測制御系の盤については、降下火碎物に対し、機能を損なうおそれがないよう、計測制御用電源設備（無停電電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設置場所の非常用換</p>	<p>非常用所内電気設備（所内低圧系統）の安全機能を損なわない設計とする。 c. 外気取入口から降下火碎物の侵入に対する設計外気取入口から降下火碎物の侵入に対して、以下のとおり安全機能を損なわない設計とする。 (a) 機械的影响（閉塞） 評価対象施設等のうち、外気取入口から降下火碎物の侵入による機械的影响（閉塞）を考慮すべき施設は、降下火碎物を含む空気の流路となる以下の施設である。 ・降下火碎物を含む空気の流路となる施設 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）、非常用換気空調系（外気取入口）、排気筒、非常用ガス処理系（屋外配管） 各施設の構造上の対応として、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、吸気口上流側の外気取入口にルーバーが取り付けられており、下方から吸い込む構造とすることにより、降下火碎物が流路に侵入しにくいためである。 排気筒及び非常用ガス処理系（屋外配管）は、降下火</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ セイ)	設置許可申請書 添付書類(ハ セイ)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び係統影響(ハセイ)からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可本文からの引用元：P2 緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 ■：技術基準規則と基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ■：技術基準規則と基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ■■：技術基準規則と基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ■■■：技術基準規則と基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ■■■■：技術基準規則と基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港する資料> ・様式-1への属する ・技術基準規則リスト(設定根拠)に関する説明書 別添-1 ■■■■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港する資料> ・様式-1への属する ・技術基準規則リスト(設定根拠)に関する説明書 別添-1 ■■■■：前回指出時からの変更箇所	■■■■：前回指出時からの変更箇所	■■■■：前回指出時からの変更箇所	■■■■：前回指出時からの変更箇所	■■■■：前回指出時からの変更箇所	■■■■：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜開港ナシ資料＞
茶色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガリーフルム）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガリーフルム）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガリーフルム）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガリーフルム）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料>
青色：設置変更許可本文及び改修申請書からの方引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）		設工認申請書 基本設計方針（後）		設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （c）化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、 外気取入口から降下火砕物の侵入による化学的影响 (腐食)を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の 流路となる施設 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機を含む。), 非 常用換気空調系(外気取入 口), 排気筒, 非常用ガス処 理系(屋外配管) 金属腐食研究の結果よ り、降下火砕物によつて直 ちに金属腐食を生じない が、塗装の実施等によつて、 腐食により外部事象防護対 象施設の安全機能を損なわ ない設計とする。なお、降灰 後の长期的な腐食の影響に ついては、日常保守管理等 により、状況に応じて補修 が可能な設計とする。④	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （c）化学的影響（腐食） 評価対象施設等のうち、 外気取入口から降下火砕物の侵入による化学的影响 (腐食)を考慮すべき施設は、以下の施設である。 ・降下火砕物を含む空気の 流路となる施設 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機を含む。), 非 常用換気空調系(外気取入 口), 排気筒, 非常用ガス処 理系(屋外配管) 金属腐食研究の結果よ り、降下火砕物によつて直 ちに金属腐食を生じない が、塗装の実施等によつて、 腐食により外部事象防護対 象施設の安全機能を損なわ ない設計とする。なお、降灰 後の长期的な腐食の影響に ついては、日常保守管理等 により、状況に応じて補修 が可能な設計とする。④ <td>設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比</td> <td>備考</td>	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		

(d) 大気汚染（発電所周辺
の大気汚染）
大気汚染を考慮すべき中央制御室は、降下火砕物により汚染された発電所周辺

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ○○○○○）：開発する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開発する資料> ・様式-1～の記載 茶色：設置変更許可本文及が該用意されたものとの対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び該用意されたものとの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	の大気が、中央制御室換気空調系の外気取入口を通じて中央制御室に侵入しないようバグフィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であってもフィルタメッシュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくく設計とする。 ^{③v}	また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンバの閉止及び事故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。さらに外気取入遮断において、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。 ^{③w}	(6) 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合は、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ ん)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針(後)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び該条文付箇所からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開車ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ■：前回指出時からの変更箇所	電用原子炉の冷却並びに使 用済燃料プールの冷却に係 る機能を担うために必要と なる電源の供給が非常用デ ィーゼル発電機（高压炉心 スプレイ系ディーゼル発電 機を含む）③aaにより継続 できる設計とすることによ り、安全機能を損なわない 設計とする。電源の供給に 関する設計方針は、[10.1 非 常用電源設備]に記載する。 ③ (3aa 重複)	1.8.7.2 手順等 降下火砕物の降灰時にお ける手順について、降下火 砕物の除去（資機材含む。） 等の対応を適切に実施する ため、以下について手順を 定める。 (1) 降灰が確認された場合 には、建屋や屋外の設備に 長期間降下火砕物による荷 重を掛け続けないこと、ま た降下火砕物の付着による 腐食等が生じる状況を緩和 するため、評価対象施設 等に堆積した降下火砕物の 除去を適切に実施する手順 を定める。⑥a⑥b⑥c (2) 降灰が確認された場合 には、状況に応じて外気取 入ダンパーの閉止、換気空調 系の停止又は事故時運転モ ードへの切替えにより、建 屋への降下火砕物の侵入				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナシ資料>
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	・様式-1への展開表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ を防止する手順を定める。 ⑦c (3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。⑦a⑦b⑦d⑦e	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ を防止する手順を定める。 ⑦c (3) 降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気取入口のバグフィルタについて、バグフィルタの差圧を確認するとともに、状況に応じて取替え又は清掃を実施する手順を定める。⑦a⑦b⑦d⑦e	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムによる損傷に関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可文及び改修申請書（後）の引用以外の記載	<開車寸法資料>
・様式-1への属する機器リストとの対比	・技術基準実験器リスト（設定値）に関する説明書 別添-1
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器リスト（設定値）に関する説明書 別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガリ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（外部からの衝撃による損傷の防止） （外部火災）	ロ 発電用原子炉施設の一 般構造 (3) その他の主要な構造	（i）本発電用原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的な方針のもとに安全設計を行ふ。 a. 設計基準対象施設 (a-9) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災） 安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 ①a②③ 【7条61】	1. 安全設計 1.8 外部火災防護による損傷の防止に関する基本方針	1.8.9 外部火災防護に関する記載はすべて追加要求のため、変更後ののみに記載する。	2. 3.3 設計方針 (以下同様の施設区分)	原子炉冷却系統施設（共通）
第七条 設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他適切な措置を講じなければならない。 ①	c. 外部火災 想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し外部事象防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 ①a②③ 【7条61】	安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 ①b②③ 【7条62】	1.8.9.1 設計方針 安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災等））に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。 所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(4,428kW/m)から算出される防火帯（約20m）を敷地内に設ける。 ①c①f	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保による防護、建屋による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計とする。 また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の想定する外部火災として、運用担保事項の明確化	外部事象防護対象施設は、離隔距離の確保による防護、建屋による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。
【解説】	1 第1項に規定する「想定される自然現象」には、台風、竜巻、降水、積雪、凍結、落雷、火山現象、生物学的事象、森林火災等を含む。 2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならぬ」には、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。 ①	1 第1項に規定する「想定される自然現象」には、台風、竜巻、降水、積雪、凍結、落雷、火山現象、生物学的事象、森林火災等を含む。 2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならぬ」には、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。 ①	重大事故対応設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対応設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対応設備と位置的分散を図り設置するとともに、防火帯により防護することにより、設計基準事故対応設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ⑥ 【7条63】	重大事故対応設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対応設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対応設備と位置的分散を図り設置するとともに、防火帯により防護することにより、設計基準事故対応設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 ② 周辺監視区城に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からのおそれがある要因が発生する場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他	設備設計の明確化	外部火災の影響について

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムによる損傷の防止（外部火災）

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 森林火災、近隣の産業施設 の火災・爆発、発電所敷地内 に設置する危険物貯蔵施設 等の火災及び航空機墜落に による火災を想定する。外部 火災にて想定する火災を第 1.8.9-1 表に示す。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
の敷地及び敷地周辺の状況 から想定される事象であつて人為によるもの（故意による事象」という。）により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の全性能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	は、定期的な評価の実施を 保安規定に定めて管理する。 ④【7条64】 (a) 防火帯幅の設定に対する設計方針 自然現象として想定される森林火災については森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度から設定し、設置（変更）許可を受けた防火帶（約20m）を敷地内に設ける設計とする。 ①c①d 【7条65】	は、定期的な評価の実施を 保安規定に定めて管理する。 ④【7条64】 (a) 防火帯幅の設定に対する設計方針 自然現象として想定される森林火災については森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度から設定し、設置（変更）許可を受けた防火帶（約20m）を敷地内に設ける設計とする。 ①c①d 【7条65】	は、定期的な評価の実施を 保安規定に定めて管理する。 ④【7条64】 (a) 防火帯幅の設定に対する設計方針 自然現象として想定される森林火災については森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度から設定し、設置（変更）許可を受けた防火帶（約20m）を敷地内に設ける設計とする。 ①c①d 【7条65】	森林火災、近隣の産業施設 の火災・爆発、発電所敷地内 に設置する危険物貯蔵施設 等の火災及び航空機墜落に による火災を想定する。外部 火災にて想定する火災を第 1.8.9-1 表に示す。	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	①c 引用元：P1 ①d 引用元：P4
3 第2項に規定する「事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象」では、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害等の敷地及び敷地周辺の状況から生じうる事故を含む。 4 第2項に規定する「適切な措置を講じなければならぬりには、対象とする発生源から一定の距離を置くことを含む。②	また、防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 ①e 【7条66】	また、防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 ①e 【7条66】	また、防火帶は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 ①e 【7条66】	また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災②a③a については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度②h 以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	①e 引用元：P1
3 航空機の墜落により登電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬりには、対象とする発生源から一定の距離を置くことを含む。 ③	また、外部火災の直接的な影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、②ac 換気空調系等に適切な防護対策を講じることで安	また、外部火災の直接的な影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、②ac 換気空調系等に適切な防護対策を講じることで安	2 表に示す。	a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設 外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以	2 表に示す。	2 表に示す。

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び該当箇所からの引用以外の記載
<開車寸法資料>
・様式-1への展開表（補足説明資料）
・技術基準要件リスト（設定期間に關する説明書 別添-1）
・技術基準設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
・技術基準要件リスト（設定期間に關する説明書 別添-1）
・前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び技術基準規範（後）との対比	<開車寸法資料>
茶色：設置許可本文と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）
黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
黒色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則（前）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②u ①）	設置許可申請書 添付書類（ ②a ②i ③）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【解釈】 5 第3項の航空機の墜落について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号。平成21年6月30日原子力安全・保安院制定）に基づいて確認すること。 この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。 ③	施設等の火災と航空機墜落による火災が同時に発生した場合の重量火災を想定し、火災源からの外部事象防護対象施設への熱影響を評価する。	施設等の火災と航空機墜落による火災が同時に発生した場合の重量火災を想定し、火災源からの外部事象防護対象施設への熱影響を評価する。	全施設の安全機能を損なわない設計とする。 ①②a③ 【7条 67】 ②i 【7条 68】	①②a③ 【7条 67】 ②i 【7条 68】	①②a③ 【7条 67】 ②i 【7条 68】	下のとおり抽出する。 (a) 屋内の評価対象施設 屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。 i) 原子炉建屋 ii) タービン建屋 iii) 制御建屋 (b) 屋外の評価対象施設 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 i) 排気筒 ii) 復水貯蔵タンク iii) 原子炉補機冷却海水ポンプ（高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプを含む。） iv) 高压炉心スプレイ補機 冷却海水系ストレーナー評価対象施設のうち、高压炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナーについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。 b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり抽出する。 (a) 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） (b) 換気空調系 (c) 安全保護系	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ①②b②c②d②e②f②g②h ③【7条69】 ・森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた防火帶の外縁（火災側）における火炎輻射発散度（建屋及び復水貯蔵タンク評価においては 477 kW/m^2 、排気筒評価においては 367 kW/m^2 、その他評価においては 408 kW/m^2 ）を用いて危険距離を求め評価する。 ① f①g①h①i ②j⑦【7条70】 ・発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の大災について、貯蔵量等を勘査して火災源ごとに建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求めて評価する。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及しが係る書類（から）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ・前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1） ・前回指出時からの変更箇所				

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及しが係る書類（から）の引用以外の記載
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び改修申請書からの方針以外の記載	<開車寸法資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
・航空機墜落による火災について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号（平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正）により墜落確率が 10^{-7} （回/炉・年）となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しい地点で火災が起こることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める。②a③b 【7条72】	・航空機墜落による火災について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号（平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正）により墜落確率が 10^{-7} （回/炉・年）となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しい地点で火災が起こることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める。②a③b 【7条72】	・航空機墜落による火災について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成21・06・25原院第1号（平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正）により墜落確率が 10^{-7} （回/炉・年）となる面積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しい地点で火災が起こることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求める。②a③b 【7条72】	（b）気象条件は、「石巻特別地域気象観測所及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。	（b）気象条件は、「石巻特別地域気象観測所及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。	（b）気象条件は、「石巻特別地域気象観測所及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。	（b）気象条件は、「石巻特別地域気象観測所及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。	②a引用元：P2 ③b引用元：P37
・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重量については、各々の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求め評価する。②k③ 【7条73】	・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重量については、各々の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求め評価する。②k③ 【7条73】	・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重量については、各々の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防護対象施設を選定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を求め評価する。②k③ 【7条73】	（c）発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針	（c）発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針	（c）発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針	（c）発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更新可と本文及が該系施設（後）との引用以外の記載	<開港ナレ資料>
茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針との対比	・技術基準実験リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則と基本設計方針との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②m）	設置許可申請書 添付書類（ ②n）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②m）	設置許可申請書 添付書類（ ②n）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【第7条 74】	発電所敷地外での火災・爆発源に対して、必要な離隔距離を確保することで、外部事象防護対象施設の全機能を損なわない設計とする。	発電所敷地外での火災・爆発源に対する離隔距離を確保することで、外部事象防護対象施設の全機能を損なわない設計とする。	発電所敷地外での火災・爆発源に対する離隔距離を確保することで、外部事象防護対象施設の全機能を損なわない設計とする。	①引元：P14 ②引元：P2	①引元：P14 ②引元：P2	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	
【第7条 75】	発電所敷地外 10km 以内の範囲において、火災により発電用原子炉施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設は存在しないため、火災による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。	発電所敷地外 10km 以内の範囲において、火災により発電用原子炉施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設は存在しないため、火災による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。	発電所敷地外 10km 以内の範囲において、火災により発電用原子炉施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設は存在しないため、火災による発電用原子炉施設への影響については考慮しない。	①引元：P14 ②引元：P2	①引元：P14 ②引元：P2	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	
【第7条 76】	発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災については、外部事象防護対象施設を内包する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから遠定した、火災の輻射に対しても最も厳しい箇所）の表面温度が許容温度となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。③o③p③q	発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災については、外部事象防護対象施設を内包する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから遠定した、火災の輻射に対しても最も厳しい箇所）の表面温度が許容温度となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。③o③p③q	発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災については、外部事象防護対象施設を内包する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから遠定した、火災の輻射に対しても最も厳しい箇所）の表面温度が許容温度となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。③o③p③q	①引元：P14 ②引元：P19 ③引元：P22	①引元：P14 ②引元：P19 ③引元：P22	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	
【第7条 77】	なお、発電所敷地を航行する船舶の火災について、発電所敷地外半径 10km	なお、発電所敷地を航行する船舶の火災について、発電所敷地外半径 10km	なお、発電所敷地を航行する船舶の火災について、発電所敷地外半径 10km	①引元：P14 ②引元：P19 ③引元：P22	①引元：P14 ②引元：P19 ③引元：P22	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び技術基準書から他の引用以外の記載	<開港場等資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開港場等資料（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）
黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
■：前回指針からの変更箇所	■：前回指針からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②u 引用元：P23 ②r②s 【7条76】 ②t 【7条77】 ②r②s 【7条78】 ②t 【7条78】 ②u 引用元：P23 ②r 引用元：P14 ②s 引用元：P21 ②t 引用元：P25 ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
主要航路とする船舶が存在しないことから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶の火災を想定する。	②u 【7条76】	②r②s 【7条77】	②t 【7条78】	<p>• 発電所敷地外半径10km以内の産業施設、燃料輸送車両及び発電所敷地外で発生する漂流船舶の爆発については、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。また、ガス爆発による容器破損時に破片の最大飛散距離を算出し、最大飛散距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地外半径10km以内を主要航路とする、又は、発電所内の港湾施設に入港する爆発により発電用原子炉施設に影響を及ぼすような船舶は存在しないため、船舶の爆発による影響発電用原子炉施設への影響については考慮しない。</p> <p>②t 【7条78】</p> <p>（d） 二次的影響（ばい煙）に対する設計方針</p>	<p>c. 必要データ（F A R S I T E 入力条件）②</p> <p>(a) 地形データ</p> <p>現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の標高、地形等のデータにおいては、公開情報の中でも高い空間解像度である10m メッシュの「基盤地図情報 数値標高モデル」（国土地理院データ）を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ</p> <p>現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータにおいては、公開情報の中でも高い空間解像度である100m メッシュの「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」（国土交通省データ）を用いる。</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p> <p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p> <p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び技術基準書からの方針以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ イ）	設置許可申請書 添付書類（ハ イ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				(c) 植生データ	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり		
				屋外に開口しており空気の流路となる設備及び換気空調系統に対し、ばい煙の侵入を防止するため、適切な防護対策を講じることで外部事象防護対象施設の全機能を損なわない設計とする。 ②u 【7条79】	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林の空間データを地方自治体（宮城県）及び東北森林管理局より入手する。森林等の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齡によりさらに細分化する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②u引用元：P33
				イ. 換気空調系	発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地調査し、FARSIT E入力データとしての妥当性を確認の上植生区分を設定する。 ②v 【7条80】	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②v引用元：P43
				ロ. 安全保護装置	(d) 気象データ	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②y引用元：P44
				外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管理されており間接的に外気と接する安全保護装置盤については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 ②y	現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データにおける宮城県で発生した森林火災の実績を考慮し、比較的の発生頻度が高い3月～5月の気象条件（最多風向、最大風速、最高気温及び最小湿度）の最も厳しい条件を用いる。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②y引用元：P45
				ハ. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）	d. 延焼速度及び火線強度の算出	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②z引用元：P46
				非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入しにくい設計とする。 ②z	ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて延焼速度（0.49m/s（発火点1））や火線強度		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	<関連する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	表

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （4,428kW/m（発火点1）を 算出する。）	設置許可申請書 添付書類（ e. 火災到達時間による消 火活動 ◇ 延焼速度より、発火点から 火災が防火帯に到達するま での火災到達時間（約 1.8 時間（発火点3））を算出 する。 森林火災が防火帯に到達 する時間までの間に女川原 子力発電所に常駐している 自衛消防隊による防火帯付 近の予防散水活動（飛び火 を抑制する効果を期待）を行 うことが可能であり、防 火帯をより有効に機能させ る。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
二. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機については、モータ部を全開構造とするにより、ばい煙により閉塞しない設計とする。 ②aa②ab 【7条 81】	また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②aa引用元：P45 ②ab引用元：P46			
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機については、モータ部を全開構造とすることにより、ばい煙により閉塞しない設計とする。 ②ad 【7条 82】	②aa②ab 【7条 82】	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、ばい煙粒子の粒径が外気通風部吸込み口の金網口径及び冷却パイプ口径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。 ②ad 【7条 83】	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、ばい煙粒子の粒径が外気通風部吸込み口の金網口径及び冷却パイプ口径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。	また、万が一の飛び火等による火災の延焼を確認した場合には、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	②ad引用元：P45 ②ac引用元：P2
（e）有毒ガスに対する設計方針②ac	外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には、中央制御室内に帶在する人員の環境劣化を防止するため設置した外気取入ダン				なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。		
f. 防火帯幅の設定	F A R S I T E から出力される最大火線強度（4,428kW/m（発火点1））に				f. 防火帯幅の設定		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付資料からの引用以外の記載	<開車ナット資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針（前）	基本設計方針（後）	パを閉止し、中央制御室内の空気を事故時運転モードへ切替えることにより、有毒ガスの侵入を防止する設計とする。 ②w②ax 【7条 84】	より算出される防火帯幅19.7mに対し、約20mの防火帯幅を確保することにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。⑧①c 重複) 設置する防火帯について、第1.8.9-1 図に示す。	g . 評価対象施設への熱影響④	森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 なお、影響評価に用いる火炎輻射強度は、F A R S I T Eから出力される反応強度から求める。 (a) 火災の想定 i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し、離隔距離は最短距離とする。 ii) 森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出すること	②w②ax 引用元 : P46

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及しが係る箇所へからの引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定概要）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>により火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</p> <p>(b) 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋への熱影響 火炎輻射発散度 477 kW/m^2 ① g (火炎輻射強度 477 kW/m^2) となる「発火点1」に基づき算出する、防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する原子炉建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対する最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ②b</p> <p>(c) 排気筒への熱影響 火炎輻射発散度 367 kW/m^2 ① h (火炎輻射強度 408 kW/m^2) となる「発火点2-1」に基づき算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である 325°C 以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 ②c</p> <p>(d) 復水貯蔵タンクへの</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料>
青色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定値他に關する説明書 別添-1）
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定値他に關する説明書 別添-1）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 熱影響 火災輻射発散度 408kW/m^2 ① （火災輻射強度 408kW/m^2 となる「発火点 2-1」に基づき 算出する復水貯蔵タンク の温度を、復水貯蔵タンク の貯留水を使用する復水補 給水系の系統最高使用温度 である 66°C 以下とするこ とで、復水貯蔵タンクの安全 機能を損なわない設計す る。②d	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（e）原子炉補機冷却海水ボンプへの熱影響 火災輻射発散度 408kW/m^2 (火災輻射強度 408kW/m^2)と なる「発火点 2-1」に基づき 算出する原子炉補機冷却海水ボンプへの冷却空気の温 度を、上部軸受の機能維持 に必要な温度である 40°C 以 下とすること及び下部軸受 の機能維持に必要な温度で ある 55°C 以下とするこ とで、原子炉補機冷却海水ボ ンプの安全機能を損なわな い設計とする。②e	（f）高压炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプへの熱影響 火災輻射発散度 408kW/m^2 (火災輻射強度 408kW/m^2)と なる「発火点 2-1」に基づき 算出する高压炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプへの冷 却空気の温度を、上部受						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及び下部軸受の機能維持に 必要な温度である55℃以下 とすることで、高压炉心ス ブレイブ機冷却海水ポンプ の安全機能を損なわない設 計とする。②f h. 評価対象施設の危険距 離の確保）	設置許可申請書 添付書類（ 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への属関表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）						

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
 ■：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜開港ナシ資料＞
青色：設置変更許可本文及び設計方針（後）との対比	・様式-1～の展開表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要件リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（3）近隣産業施設の火災・爆発④	補機冷却海水ポンプの危険距離の確保排気筒が火炎輻射発散度367kW/m ² （火炎輻射強度408kW/m ² ），復水貯藏タンク，原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが火炎輻射発散度408kW/m ² （火炎輻射強度408kW/m ² ）となる「発火点2-1」に基づき危険距離を算出し，発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保することにより，安全機能を損なわない設計とする。②g	「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し，発電所敷地外②m10km以内の産業施設②o②rを抽出した上で発電所との離隔距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵施設等を選定し，危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して，輻射強度が最大となる火災を設定し，直接的な影響を受ける評価対象施設への熱影響評価を行い，離隔距離の確保等により，評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	②g				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及が該区域に影響（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属用表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■黄色：前回指針時からの変更箇所	■黄色：前回指針時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a . 石油コンビナート施設 等の影響 発電所敷地外 10km 以内の 範囲において、石油コンビ ナート施設を調査した結 果、当該施設は存在しない ことを確認している。②n なお、発電所に最も近い石 油コンビナート地区は西南 西約 40km の塩釜地区及び 仙台地区である。 b . 危険物貯蔵施設等の影 響 (a) 火災の影響 発電所敷地外 10km 以内の 危険物貯蔵施設の火災によ る直接的な影響を受ける評 価対象施設への影響評価を 実施し、離隔距離の確保、建 屋による防護により、評価 対象施設の安全機能を損な わない設計とする。 i) 火災の想定 ・危険物貯蔵施設の貯蔵量 は、危険物を満載した状態 とする。 1.8.9-2 図に示す。 ii) 火災の想定 ・離隔距離は、評価上厳し くなるよう危険物貯蔵施設 の位置から評価対象施設ま での直線距離とする。 ・火災は円筒火災をモデル とし、火炎の高さは燃焼半 径の 3 倍とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a . 石油コンビナート施設 等の影響 発電所敷地外 10km 以内の 範囲において、石油コンビ ナート施設を調査した結 果、当該施設は存在しない ことを確認している。②n なお、発電所に最も近い石 油コンビナート地区は西南 西約 40km の塩釜地区及び 仙台地区である。 b . 危険物貯蔵施設等の影 響 (a) 火災の影響 発電所敷地外 10km 以内の 危険物貯蔵施設の火災によ る直接的な影響を受ける評 価対象施設への影響評価を 実施し、離隔距離の確保、建 屋による防護により、評価 対象施設の安全機能を損な わない設計とする。 i) 火災の想定 ・危険物貯蔵施設の貯蔵量 は、危険物を満載した状態 とする。 1.8.9-2 図に示す。 ii) 火災の想定 ・離隔距離は、評価上厳し くなるよう危険物貯蔵施設 の位置から評価対象施設ま での直線距離とする。 ・火災は円筒火災をモデル とし、火炎の高さは燃焼半 径の 3 倍とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：前回指針時からの変更箇所	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要件リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ る。 ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施 設及び高圧ガス貯蔵施設と する。 iii) 評価対象施設への熱影 響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 各建屋までの離隔距離を必 要とする危険距離（48m） 以上確保し、かつ換気空調 系等による除熱により建屋 内の温度上昇を抑制すること により、当該建屋内外の外 部事象防護対象施設の安 全機能を損なわない設計とす る。 ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 排気筒までの離隔距離（47m） 以上確保することにより、 排気筒の安全機能を損なわ ない設計とする。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ る。 ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施 設及び高圧ガス貯蔵施設と する。 iii) 評価対象施設への熱影 響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 各建屋までの離隔距離を必 要とする危険距離（48m） 以上確保し、かつ換気空調 系等による除熱により建屋 内の温度上昇を抑制すること により、当該建屋内外の外 部事象防護対象施設の安 全機能を損なわない設計とす る。 ・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から 排気筒までの離隔距離（47m） 以上確保することにより、 排気筒の安全機能を損なわ ない設計とする。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される危険物貯蔵施設 の火災による輻射の影響に 対し、危険物貯蔵施設から	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比	<開催ナシ資料>		
茶色：設置変更許可本文及び基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の変更箇所 ：前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 及び基本設計方針（ ）、	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 評価を実施し、離隔距離の 確保により安全機能を損な わない設計とする。 i) 爆発の想定 ・高压ガス漏えい、引火によ るガス爆発とする。 ・気象条件は無風状態とす る。 ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外 10km 以内の高压ガス貯蔵 施設とする。 iii) 評価対象施設への影響 想定される高压ガス貯蔵 施設のガス爆発による爆風 圧の影響に対し、高压ガス 貯蔵施設から発電用原子炉 施設までの離隔距離を必要 とする危険限界距離 (70m) 以上確保することに より、評価対象施設の安全 機能を損なわない設計とす る。 また、想定される高压ガス 貯蔵施設のガス爆発による 飛来物の影響については、 高压ガス貯蔵施設から発電 用原子炉施設までの離隔距 離を、「石油コンビナートの 防災アセスメント指針」に 基づき算出する容器破損時 における破片の最大飛散距 離(322m) 以上確保すること により、評価対象施設の安 全機能を損なわない設計と する。 c. 燃料輸送車両の影響
【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> 赤色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 青色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への属する ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（設定概要） ■：前回指出時からの変更箇所			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明書）
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②p）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の火災による直接的な影響を受けける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②p</p> <p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 輸送燃料はガソリンとする。 発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 気象条件は無風状態とする。 <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各 			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（からの引用以外の記載）	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開車表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針（前）	基本設計方針（後）	基本設計方針（後）	建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（21m）以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とする危険距離（8m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 ・復水貯蔵タンクへの熱影響	想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から復水貯蔵タンクまでの離隔距離（15m）以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 ・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響	想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とする。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置許可本文と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 （ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>危険距離（16m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とする危険距離（11m）以上確保することにより、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 <p>(b) 方爆発の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の燃料輸送車両の爆発②による直接的な影響を受け、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>i) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。 ・燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 ・燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 ・輸送燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。 ・発電所敷地境界の道路での高压ガス漏えい、引火に 	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ によるガス爆発を想定する。 ・気象条件は無風状態とする。 ii) 評価対象範囲 評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。 iii) 評価対象施設への影響 想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とする危険限界距離（70m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また、想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」等に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離（332m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開港ナシ資料> ・様式-1への属関表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	■：前回指出時からの変更箇所				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開港ナビ資料>		
茶色：設置許可申請書（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比		
備考			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及 び 本 文 ）	設置許可申請書 添付書類（ 及 び 基 本 設 計 方 針 ） との 対 比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び係船量軽減からの引用以外の記載	<開港する資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開港表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定概要）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の対比		
■	■前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 評価対象施設への熱影響 ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋 及び制御建屋への熱影響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から各建屋までの 離隔距離を必要とする 危険距離（110m）以上確保 し、かつ換気空調系等によ る除熱により建屋内の温度 上昇を抑制することによ り、当該建屋内の外部事象 防護対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。 ・排気筒への熱影響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から排気筒までの 離隔距離を必要とする 危険距離（20m）以上確保す ることにより、排気筒の安 全機能を損なわない設計と する。 ・復水貯蔵タンクへの熱影 響 想定される漂流船舶の火災 による輻射の影響に対し、 燃料輸送船から復水貯蔵タ ンクまでの離隔距離（109m）以 上確保することにより、復 水貯蔵タンクの安全機能を 損なわない設計とする。 ・原子炉補機冷却海水ポン プへの熱影響 想定される漂流船舶の火災	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び該当箇所からの引用以外の記載	<関連する資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定概要）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の変更箇所 （前回指出時からの変更箇所）		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>による輻射の影響に対し、燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（55m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とする危険距離（31m）以上確保することにより、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>女川原子力発電所前面の海域には<u>主要航路</u>がなく20km以上離れていることから、女川原子力発電所内の<u>港湾施設</u>には液化石油ガス輸送船の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。 ② e. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地内に設置する</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類（から）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則と基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 ■：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条例】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への属する ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則（説明書）別添-1 ■：前回指出時からの変更箇所				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更可と本文及が該装置（後）の引用以外の記載	<開催ナシ資料>		
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属用表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈					<p>炉施設への熱影響が大きくなると想定される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装置、2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置、入力変圧器、2号炉起動変圧器、2号炉補助ボイラ用変圧器、3号炉主変圧器、3号炉起動変圧器、3号炉励磁電源変圧器とする。</p> <p>なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のうち、屋内設置の設備、地下設置の設備、常時「空」で運用する設備及び火災源となる設備から評価対象施設を直接臨まないものに関しては評価対象外とする。</p> <p>また、危険物を内包する車両等は、軽油タンクに比べ貯蔵量が少なく、軽油タンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離隔距離が長いことから、評価対象とした軽油タンク火災の評価に包括される。</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響</p> <p>(i) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンク 	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ ん)	設置許可申請書 添付書類(へ ん)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				一定の輻射強度（原子炉建屋：221W/m ² , タービン建屋：802W/m ² , 制御建屋：279W/m ² ）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した，火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし，かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで，当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	• 3号炉軽油タンク	3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間，一定の輻射強度（原子炉建屋：274W/m ² , タービン建屋：121W/m ² , 制御建屋：120W/m ² ）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した，火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし，かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで，当該建屋内の外部火災に対する影響を最小限に抑えるための対応措置を講じる。	

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 背色：設置更新可本文及が該装置（から）の引用以外の記載
 茶色：設置更新可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
 黄色：技術基準規則と基本設計方針
 ピンク色：前回指出時からの変更箇所

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <開催ナシ資料>
 ・様式-1への履歴表（補足説明資料）
 ・技術基準規則リスト（設定概要）
 ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 【〇〇条〇〇】：前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び技術基準方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 <small>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明書） ・技術基準実験リスト（設定概要に關する説明書 別添-1） 【〇〇条〇〇】：前回指出時からの変更箇所</small>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 茶色）	設置許可申請書 添付書類（ 緑色）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<ul style="list-style-type: none"> 防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 大容量電源装置 <p>大容量電源装置を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：9 W/m^2、タービン建屋：7 W/m^2、制御建屋：7 W/m^2）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の幅射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器 <p>2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋外壁：$4,619 \text{ W/m}^2$）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<開港ナレ資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
黄色：前回指針時からの変更箇所			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針（前）	基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及しが係る審査點（後）の引用以外の記載	<開車ナシ資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
■黄色：前回指出時からの変更箇所	■前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対し最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・2号炉補助ボイラー用変圧器	2号炉補助ボイラー用変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（制御建屋：1,385W/m ² ）で制御建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対し最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・3号炉主変圧器 3号炉主変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定	壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対し最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及が該装置から他の引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 及び基本設計方針（ ）の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>の輻射強度（原子炉建屋： 205W/m²、制御建屋：66W/m²） で各建屋外壁が昇温される ものとして算出する各建屋 (垂直外壁面及び天井スラ ブから選定した、火災の輻 射に対して最も厳しい箇 所) の表面温度をコシクリ ート圧縮強度が維持される 保守的な温度である 200°C 以下とし、かつ換気空調系 等による除熱により建屋内 の温度上昇を抑制することで、 当該建屋内の外部事象 防護対象施設の安全機能を 損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号炉励磁電源変圧器 <p>3号炉励磁電源変圧器を 対象に火災が発生してから 燃料が燃え尽きるまでの 間、一定の輻射強度(原子炉 建屋：3W/m²)で原子炉建屋 外壁が昇温されるものとし て、算出する建屋(垂直外壁 面及び天井スラブから選定 した、火災の輻射に対して 最も厳しい箇所)の表面温 度をコシクリート圧縮強度 が維持される保守的な温度 である 200°C以下とし、かつ 換気空調系等による除熱に より建屋内の温度上昇を抑 制することで、当該建屋内 の外部事象防護対象施設の 安全機能を損なわない設計 とする。</p> <p>(ii) 排気筒への熱影響</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開車ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験リスト（設定値他に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、 ）、	設置許可申請書 基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<ul style="list-style-type: none"> • 3号炉軽油タンクを対象 <p>3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度($233W/m^2$)で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である$325^{\circ}C$以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 3号炉起動変圧器 <p>3号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度($807W/m^2$)で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である$325^{\circ}C$以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(iii) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> • 3号炉軽油タンク <p>3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度($330W/m^2$)で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして算出する温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である$66^{\circ}C$以下とすることで、復水貯</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び改修申請書（後）の引用以外の記載	<開連する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損な わない設計とする。 (iv) 原子炉補機冷却海水 ポンプへの熱影響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m ²)で 原子炉補機冷却海水ポンプ の冷却空気が昇温されるも のとして算出する冷却空氣 の温度を、上部軸受の機能 維持に必要な温度である 40°C以下とすること及び下 部軸受の機能維持に必要な 温度である55°C以下とする ことで、原子炉補機冷却海 水ポンプの安全機能を損な わない設計とする。 (v) 高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m ²)で 高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプの冷却空気が昇 温されるものとして算出す る冷却空気の温度を、上部 軸受及び下部軸受の機能維 持に必要な温度である55°C 以下とすることで、高圧炉 心スプレイ補機冷却海水ポン プへの熱影響とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損な わない設計とする。 (iv) 原子炉補機冷却海水 ポンプへの熱影響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m ²)で 原子炉補機冷却海水ポンプ の冷却空気が昇温されるも のとして算出する冷却空氣 の温度を、上部軸受の機能 維持に必要な温度である 40°C以下とすること及び下 部軸受の機能維持に必要な 温度である55°C以下とする ことで、原子炉補機冷却海 水ポンプの安全機能を損な わない設計とする。 (v) 高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響 ・ 1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対 象に火災が発生してから燃 料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度(225W/m ²)で 高圧炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプの冷却空気が昇 温されるものとして算出す る冷却空気の温度を、上部 軸受及び下部軸受の機能維 持に必要な温度である55°C 以下とすることで、高圧炉 心スプレイ補機冷却海水ポン プへの熱影響とする。 <td>設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比</td> <td>備考</td>	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更可本文及が該装置ハから引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置変更可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則		
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ シップの安全機能を損なわな い設計とする。 （b）ガス爆発の影響 女川原子力発電所敷地内 には屋外で爆発する可能性 のある設備を設置していな いことから、ガス爆発に上 つて評価対象施設の安全機 能が損なわれるることはな い。②i）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（4）航空機墜落による火災 「原子力発電所の外部火災 影響評価ガイド」を参照し, 航空機墜落による火災につ いて落下カテゴリごとに選 定した航空機を対象に,直 接的な影響を受けた,評価 対象施設への影響評価を実 施し,離隔距離の確保及び 建屋による防護により,評 価対象施設の安全機能を損 なわない設計とする。 また,航空機墜落による火 災と発電所敷地内の危険物 貯蔵施設等による火災の重 量を考慮する設計とする。 a. 対象航空機の選定方法 ⑤ 航空機墜落確率評価にお いては,過去の日本国内に おける航空機落下事故の実 績をもとに,落下事故を航 空機の種類及び飛行形態に 応じてカテゴリに分類し, カテゴリごとに墜落確率を 求める。							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び技術基準規範（後）の引用以外の記載	<開連する資料>		
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開連表（補足説明書）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠地図）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の対比		
■：前回指出時からの変更箇所			

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>ここで、落下事故の実績がないカテゴリーの事故件数は保守的に0.5件として扱う。また、カテゴリーごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリーと対象航空機を第1.8.9-4表に示す。</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定④</p> <p>(a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。</p> <p>(b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。</p> <p>(c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。</p> <p>(d) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(e) 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>c. 評価対象範囲④ 評価対象範囲</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞
青色：設置変更許可本文及が該装置から他の引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ④）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>地内であつて発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が 10^{-7} (回/炉・年) 以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評価対象施設とする。 ③b d . 評価対象施設への熱影響</p> <p>(a) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>各航空機の輻射強度を第1.8.9-4 表に示す。</p> <p>(b) 排気筒への熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の</p>			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料>		
青色：設置変更許可本文及が係る機器類ハから引用以外の記載	<開催ナシ資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比		

【別添-1】：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
（c）復水貯蔵タンクへの熱影響					<p>輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（d）原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火炎が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である66℃以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（e）原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び係統構造図からの引用以外の記載	<開車ナット資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （e）高压炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響）	設置許可申請書 添付書類（ （e）高压炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプへの熱影 響）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
落下事故のカテゴリーごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55°C 以下とすることで、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。	e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重量評価④ <u>航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重量評価</u> を実施した。②k 重畠火災は、航空機墜落火災はF-15 又はB747-400、危険物貯蔵施設の火災は3号炉墜油タンク又は1号炉軽油貯蔵タンクから評価対象に対して厳しい結果となるようを選定し、組み合わせた火災を想定して評価している。 (a) 原子炉建屋への熱影響 F-15 の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重量火災が発生した場合を想定						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
■：前回指出時からの変更箇所	■：前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及 び 付 書 類 ）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) タービン建屋及び制御建屋への熱影響 F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重量火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則の要約 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黒色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 案内用色：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定概要） ・技術基準規則の要約 ;前回指出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞
青色：設置変更許可本文及が該装置ハから引用以外の記載	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （f）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。	(f) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響 F-15 の墜落火災と 1 号炉軽油貯蔵タンクの重畠火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。		

(5) 二次的影響（ばい煙等）

⑥

外部火災による二次的影響として、ばい煙等による影響を排出し、外気を取り込

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（前）との対比 青色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 黒色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比 案内用色：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】 開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a. 换気空調系 外気を取り込む空調系統として、原子炉建屋、原子炉補機エリア、中央制御室、計測制御電源室の換気空調系がある。 これらの大気取入口には、フィルタを設置することにより、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径2μm以上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにくくい設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②vなお、外気取入ダンパーが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパーを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うことにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することで評価対象施設
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a. 换気空調系 外気を取り込む空調系統として、原子炉建屋、原子炉補機エリア、中央制御室、計測制御電源室の換気空調系がある。 これらの大気取入口には、フィルタを設置することにより、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径2μm以上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにくくい設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。②vなお、外気取入ダンパーが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパーを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うことにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することで評価対象施設

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損なわない設 計とする。）	設置許可申請書 添付書類（ 安全機能を損なかない設 計とする。 b. 安全保護系 安全保護系設備は、安全 保護系盤が中央制御室に設 置してある。中央制御室へ の外気取入経路には、 <u>フイ ルタ</u> を設置することによ り、粒径2μm以上のはい 煙粒子が侵入しにくく設計 とする。 ②y フィルタにより侵入を阻 止できなかつたはい煙が侵 入する可能性がある場合に おいても、空調ファンを停 止すること等ではい煙の侵 入を阻止することが可能で ある。また、安全保護系設備 は粒径2μm以下のはい煙 粒子に対し、短絡が生じな いようすることにより、 安全保護系の安全機能を損 なわない設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				c. 非常用ディーゼル発電 機（高压炉心スプレイ系デ ィーゼル発電機を含む。） 非常用ディーゼル発電機 (高压炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機を含む。) の吸 気系統に付属するフィルタ を設置し、粒径2μm以上 のはい煙粒子が侵入しにく い設計とする。 ②n フィルタ を通過したはい煙粒子（數 μm～10數μm）が過給機、 空気冷却器に侵入するもの の、機器の隙間にはい煙粒			

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 背色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
 【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <開催ナシ資料>
 ・様式-1への履歴表（補足説明資料）
 ・技術基準要求器具リスト（設定概要に關する説明書 別添-1）
 [] : 前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催ナシ資料>		
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）との対比	<開催ナシ資料>		
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準要件リスト（設定根拠に開示する説明書 別添-1）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 及び付書類（ 基本設計方針（後） との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止するごとで非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は建屋外部に開口部（排気口）を有しているが、排氣によりばい煙を掃気することで非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機②aaは、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。②ad</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黒色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色枠：前回指出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】 開示する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開示する資料> ・様式-1への履歴表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ e. 高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ 高压炉心スプレイ補機冷 却海水ポンプ電動機は、外 気を直接電動機内部に取り 込まない外扇形の冷却方式 の全閉構造であり、ばい煙 粒子が電動機内部に侵入す ることはない。 ②ab また、電動機軸受への侵入 防止構造とすることにより 高压炉心スプレイ補機冷却 海水ポンプの安全機能を損 なわない設計とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				f. 火災時の有毒ガスの発 生に伴う居住空間への影響 評価 ②w 有毒ガスの発生について は、中央制御室換気空調系 における外気取入遮断時 室内に滞在する人員の環境 劣化防止②wのため、酸素濃 度及び二酸化炭素濃度の影 響評価を実施することによ り、居住空間へ影響を及ぼ さない設計とする。 なお、外気取入口パンペが設 置されており事故時運転モ ードへの切替えが可能であ る中央制御室換気空調系に ついては、外気取入口パンペ を閉止し、事故時運転モー ドへの切替え②axを行う。 また、それ以外の換気空調 系については、空調ファン を停止し、外気取入れを遮		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置変更許可本文及が該申請書へからの引用以外の記載	<開車ナシ資料>		
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）		
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の対比		
■回提出時からの変更箇所			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ 断する。	設置許可申請書 及び基本設計方針（後） との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
					<p>1.8.9.2 体制⑨</p> <p>火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、通常連絡責任者、消防担当等が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組織を設置する。</p> <p>自衛消防組織のための要員を、第1.8.9-6表に示す。</p>	<p>1.8.9.3 手順等⑩</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。</p> <p>(2) 予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。</p> <p>なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<開車ナット資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への履歴表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	別添-1：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 及び基本設計方針（後）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
							<p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置しているフィルタの交換、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的に実施する。</p> <p>(6) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に關する教育を定期的に実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7
【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 維持するため、自衛消防隊 を対象とした教育・訓練を 定期的に実施する。）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び添付書類（後）の引用以外の記載	<開催ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	■前回指出から変更箇所

様式-7

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式一6

各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	外部からの衝撃による損傷の防止	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1~3	1~5	a
②	設計基準事故時に生じる荷重との組合せ	設置許可との整合を鑑み記載している。	—	—	a
③	設計基準対象施設以外の施設又は設備等への措置	同 上	—	—	a
④	自然現象の組合せ	同 上	—	—	a
⑤	設計上考慮する自然現象又は人為事象	同 上	—	—	a, c
⑥	重大事故等対処設備への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑦	除雪	除雪の実施については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑧	定期的な航空路の確認による防護措置の判断	定期的な航空路の変更状況の確認による防護措置の判断については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑨	兼用キャスクの安全性を損なわない設計方針	兼用キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置しない旨を記載している。	4 5	6	—
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	安全施設	「安全施設」については、技術基準の要求事項を受け、「外部事象防護対象施設」とするため、記載しない。	—		
②	重要安全施設	「重要安全施設」については、技術基準の解釈を受けて、「発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）に従うため、記載しない。	—		
③	洪水、地滑り、ダムの崩壊	立地的要因により影響を除外できるため記載しない。	—		
④	自然現象の組合せの検討過程	自然現象及び人為事象の組合せのうち、選定された組合せについて基本設計方針に記載するため、その検討過程は記載しない。	—		
⑤	表現の見直し	基本設計方針の記載と同趣旨であるが、表現を見直しているため記載しない。	—		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
◇②	竜巻との重複	「2.3.3 設計方針（自然現象）a. 竜巻」に整理する内容と重複するため、記載しない。	—
◇③	自然現象又は人為事象の選定過程	自然現象及び人為事象のうち、選定されたものを基本設計方針に記載するため、その選定過程は記載しない。	—
◇④	自然現象の組合せの検討過程	自然現象及び人為事象の組合せのうち、選定された組合せについて基本設計方針に記載するため、その検討過程は記載しない。	—
◇⑤	洪水、地滑り、ダムの崩壊	立地的要因により影響を除外できるため記載しない。	—
◇⑥	設計の詳細	具体的な設計は「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針には記載しない。	a

4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

－：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）（竜巻）

1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方

No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	竜巻防護設計の方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	a, b
②	設計条件	竜巻防護設計の前提条件を記載している。	1	—	a
③	竜巻防護措置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	2	a, b
④	竜巻随伴事象	同上	1	—	a, b
⑤	波及的影響を及ぼし得る施設	同上	1	—	a, b
⑥	新知見の確認	新知見の定期的な確認については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
⑦	重大事故等対処施設への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑧	資機材等の固縛、固定等並びに車両の入構管理及び退避	資機材等の固縛、固定等並びに車両の入構管理及び退避については、保安規定にて担保する旨を記載している。	—	—	—

2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
	なし		

3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇①	竜巻防護における基本方針	竜巻防護方針の補足的な記載であり記載しない。	—
◇②	設計竜巻の設定	設計竜巻の設定に関わる説明項目であり、工事計画認可において、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目は記載しない。	—
◇③	評価対象施設の抽出	外部事象防護対象施設のうち、評価対象施設の抽出に係わる記載は、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
◇④	設計飛来物の設定	設計飛来物の設定に関わる説明項目であり、工事計画認可において、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目は記載しない。	a

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

◇	荷重の組合せと許容限界	評価の前提となる条件のみ記載し、詳細については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」及び「強度に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a, b
◇	評価対象施設の評価	抽出した評価対象施設の詳細評価に係わる記載は、「強度に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	b
◇	手順	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	a

4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）（火山の影響）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	火山防護設計の方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	a, b
②	設計条件	降下火砕物による影響評価に必要な前提条件を記載している。	1	—	a
③	火山防護措置	同上	1	2	a, b
④	新知見の確認	新知見の定期的な確認については、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
⑤	重大事故等対処設備への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑥	降下火災物の除去	降下火災物の除去について、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
⑦	外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止及び事故時運転モード	外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止及び事故時運転モードについては、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	—
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	記載の明細化	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	—		
②	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	火山防護に対する施設の基本方針	火山防護方針の補足的な記載であり記載しない。	—		
②	降下火砕物の設計条件	降下火砕物の設計条件の設定に係わる説明項目であり、工事計画認可において、設計の前提条件となる条件のみを記載し、詳細な内容は記載しない。	—		
③	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
④	評価対象施設等の抽出	外部事象防護対象施設のうち、評価対象施設の抽出に係わる記載は、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		
⑤	降下火砕物による影響の選定	影響因子の選定に関する補足的な記載であり記載しない。	—		
⑥	降下火砕物の荷重に対する設計	降下火砕物の荷重に対する詳細な設計については、「強度に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	b		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

△	降下火碎物の荷重以外に対する設計	降下火碎物の荷重以外に対する詳細な設計については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
---	------------------	--	---

4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

各条文の設計の考え方

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）（外部火災）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	森林火災に関する防護措置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	a
②	近隣産業施設の火災・爆発に関する防護措置	同上	2	3 4	a
③	航空機の墜落に関する防護措置	同上	3	5	a
④	影響評価の定期的な実施	影響評価の実施について、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑤	ばい煙による環境劣化の防止	ばい煙の侵入を防止するよう外気取入れダンパの閉止及び事故時運転モードについては、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
⑥	重大事故等対処施設への措置	第54条からの要求事項を記載している。	—	—	a
⑦	タンクローリの燃料補充における運用	燃料補充時は監視人が立会を実施することについては、保安規定で担保する旨を記載している。	—	—	a
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	記載の明細化	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	a		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	評価対象施設の抽出	外部事象防護対象施設のうち、評価対象施設の抽出については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		
②	森林火災の影響評価	FARSITE 解析に係る説明項目であり、工事計画認可時ににおいて、評価の前提となる条件のみ記載し、詳細な項目は記載しない。	—		
③	火炎到達時間による消火活動	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—		
④	評価対象施設の熱影響評価	評価対象施設の具体的な評価条件及び評価結果は「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		
⑤	対象航空機の選定方法	対象航空機の具体的な選定方法は「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第7条 外部からの衝撃による損傷の防止】

—：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式-6

◇6	二次的影響（ばい煙等）	二次的影響に対する詳細な説明については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
◇7	有毒ガス	有毒ガスに対する詳細な説明については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針に記載しない。	a
◇8	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
◇9	体制・手順	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—

4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
b	強度に関する説明書
c	工場又は事業所の概要を明示した地形図
d	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
e	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書